

第5次出入国管理基本計画（案）に関する意見募集の結果について

平成27年9月15日

法務省入国管理局総務課企画室

本年6月26日から同年7月25日まで、標記計画案に関する御意見を募集したところ、同計画案について86の個人・団体から御意見が寄せられました。主な御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は別紙のとおりです。

本件意見募集に係る「第5次出入国管理基本計画」は、本日、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>) で公表します。

御協力ありがとうございました。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
外国人の受入れについて	
1 外国人に対し永住権や職業査証を取りやすくすることで、人口増加に寄与することができ日本経済の活性化にも繋がる。	今後の外国人の受入れについては、幅広い観点から政府全体として検討を行う必要があり、頂いたご意見も今後の検討の参考にさせていただきます。
2 少子化に合わせた政策をとるべきで、外国人の受入れに反対。	少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについては、まずは出生率の向上や生産性の向上、女性、若者及び高齢者の活用等に取り組むこととしており、これを前提に、今後の外国人の受入れの在り方について幅広い観点から政府全体として検討することとしています。
3 少子高齢化、人口減少に活力を注ぎ込むには、「人権第一主義」を掲げ、世界で最も人権を大切にす国として世界中から人を集めるべき。 その際、①日本に住みたい人は誰でも受け入れ、②日本での永住を希望する人には、日本語の教育、職業訓練、就職支援、など、日本で安心して豊かに暮らすための支援を公費で実施し、③日本人と同じ権利を保障し、人権侵害がないか、公的機関が雇用主を厳密に監督するべき。	今後の外国人の受入れについては、幅広い観点から政府全体として検討を行う必要があり、頂いたご意見も今後の検討の参考にさせていただきます。
4 出入国管理と「出生率の向上」の関連性が不明。	少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、まずは出生率の向上や生産性の向上、女性、若者及び高齢者の活用等に取り組むこととしており、これを前提に、今後の外国人の受入れの在り方について幅広い観点から政府全体として検討することとしているものです。
5 「国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討」「諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取」とあるが、政府が国民を偏った方向に導くような情報操作を行ってはいならず、また、少数派の国民の声も聞かなければならない。	国民の声を聴取については、御指摘の点も踏まえて実施してまいりたいと考えております。
6 介護や建設などは現在は人手不足と言ってるが、将来、技術力が向上すれば少人数でも対応は可能となるのではないか。	本年4月から開始された建設分野の外国人の受入れについては、2020年までの時限的措置としています。介護福祉士の資格を取得した外国人については、専門的・技術的分野の外国人として受け入れようとするものであり、人手不足対策として受け入れるものではありません。
7 自国を繁栄させるために外国人の力を借りようとするのが理解できない。まずは自国の日本人を大切にすることが一番の目的になるべき。我が国に移民の受入れは必要ない。	今後の外国人の受入れについては、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ受入れの検討を行うこととしています。また、人口減少時代への対応としては、まずは出生率の向上や生産性の向上、女性、若者及び高齢者の活用等に取り組むことが必要である旨記載しています。
8 移民の受入れや難民の審査を甘くすることは断固として反対。移民が日本になじむための行政支援のコストが膨れ上がるほか、犯罪や地域トラブルが増え、労働者として日本人と雇用を争うことになる。また犯罪を犯したり、日本に対して批判的な内容の政治的な発言を繰り返すような外国人は、厳格に国外退去すべき。	今後の外国人の受入れについては、教育、社会保障等の社会的コスト、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み等、幅広い観点からの検討が必須であり、その検討は、国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならないと考えております。 退去強制手続については、出入国管理及び難民認定法第24条に該当する者に対し適切に運用しております。 また、難民に関しては、制度の濫用又は誤解に基づいた申請を抑制しつつ、真に庇護すべき難民の確実な庇護を図っていきます。

9	世界に誇る経済大国日本にふさわしい、ヨーロッパに諸国に見劣りしない外国人受入れ計画を策定すべき。抜本的に外国人受入れを増やすべき。	我が国は専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れることとしておりますが、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、政府全体で幅広い観点から検討していく必要があると考えております。
10	正々堂々と移民を入れるという政策を国民に問うべき。	今後の外国人の受入れについては、政府全体で検討していく必要があり、国民の声も積極的に聴取することとしています。
11	高度人材において、日本語というバリアを外す検討が必要。また、秘書等のスタッフを帯同できる優遇制度の検討が必要。	高度人材ポイント制において日本語能力が加点項目の一つであることをもって高度人材受入れの推進に支障が生じているとは認識しておりません。秘書等のスタッフの帯同については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
12	外国人の受入れについては、立法措置を経ないで告示等により分野ごとに順次拡大していくのではなく、非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格を法律によって創設し外国人労働者を正面から受け入れることについて、その是非、範囲などを国会などの場で十分検討し、受け入れる場合には立法措置を経るべきである。	専門的・技術的分野と評価されない分野の外国人の受入れについては、教育、社会保障等の社会的コスト、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み等、幅広い観点からの検討が必須であり、その検討は、国民的コンセンサスを踏まえつつ行わなければならないと考えております。
13	技能実習制度を廃止した場合には、非熟練労働者を労働者として受け入れるかどうか問題となるが、その場合には、在留資格を創設して受け入れるか、その是非、範囲などを国会などの場で十分に検討するべきであり、具体的な検討機関を設置し、早期に具体的な検討を行うべきである。	技能実習制度については、開発途上国等への技能等の移転による国際貢献を目的とした制度として、意義があるものと考えており、廃止は検討しておりません。今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、政府全体で幅広い観点から検討していく必要があると考えております。
14	非熟練労働者を受け入れる新たな制度を創設するとすれば、外国人労働者の人権保障の観点から次のようなことを実現すべきである。 ①外国人労働者の労働基本権の保障と差別的取り扱いの禁止を実行的なものとする ②外国人労働者が職場を選択する自由を保障する ③送り出し国におけるブローカー等の介在を防止する措置を講じる ④日本における受入れ側にも中間搾取を生じるような一次受入れ団体を介在させないようにする ⑤外国人労働者が家族を伴って入国・在留することができるような配慮を行う なお、新たな制度の創設に当たっては、外国人住民が他の市民と共生し得るような他民族・多文化の共生する社会の構築について、政府が推進する体制を早期に構築することを併せて進めるべき。	現状においても、出入国管理行政の全施策について外国人の人権への配慮は必要と考えておりますが、今後、少子高齢化の進展を踏まえ、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、幅広い観点から政府全体として検討を行う必要があると考えており、人権への配慮についても重要な観点であると認識しております。 なお、外国人との共生社会の実現については、出入国管理行政と外国人の共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていこう、当省としても積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していくこととしています。
15	人から労働力だけを抽出することは無理なので、移民政策が欠かせない。	今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、政府全体で幅広い観点から検討していく必要があると考えております。
16	外国人受入れについての国民的議論の活性化は、この10年間なされておらず、むしろ後退している。今後本当に議論を活性化するためには、外国人当事者を含めた具体的な議論の場の設置をしなければならない。	今後の外国人の受入れについては、政府全体で検討していく必要があり、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
介護分野の受入れについて		
17	日本人介護士であっても、低賃金で長時間勤務などの待遇が問題となっている。同分野の人手不足のみを理由に在留資格を拡充することは、言葉や文化の壁がある者にとって、さらに過酷な労働環境に置かれやすい状況を生み出す可能性がある。介護業界や関係各所との連携で、人権に配慮した具体的な検討をすべきである。	介護業界の待遇改善については、関係省庁において必要な対応がなされていると承知しております。 介護福祉士の資格を取得した外国人については、専門的・技術的分野の外国人として受け入れようとするものであり、人手不足対策として受け入れるものではありません。

留学生の受入れについて		
18	外国人留学生の受入れに人数の目標を立てるのはどうかと考える。人数確保のためにいい加減な審査で入国させずに、厳しく対応してもらいたい。	留学生の受入れは、我が国にとって大きな意義を有すると考えられることから、政府として「留学生30万人計画」を目標に掲げていますが、個々の留学生の入国・在留審査は適正に行っています。
建設分野等への受入れについて		
19	建設分野の外国人の受入れについて、短期的な外国人労働者の確保は、当該外国人が搾取されやすい状況に置かれるおそれがある。管理体制強化のみならず人権保障の観点も必要である。	本年4月から開始された建設分野の外国人の受入れについては、国土交通省を中心に、適切な管理体制がとられており、外国人の人権も守られているものと考えております。今後も、制度の適切な運用に努めてまいります。
20	建設分野への労働者の受入れについては、賃金や福利厚生などの待遇面で日本人労働者と同等の扱いを保障することを制度化し、送り出し先に知らせた上で受入れを始めるべきである。	本年4月から開始された建設分野の外国人の受入れについては、日本人と同等額以上の報酬を要件としており、国土交通省の告示により、送出先にも周知されています。
21	外国人労働者が適切に国際流動できるような体制づくりの検討が必要。	御指摘については、今後の外国人労働者受入れにおける検討の参考とさせていただきます。
22	外国人建設就労者受入事業や外国人造船労働者受入事業については、職場の移転について受入建設企業が所属する特定監理団体に相談することが求められており、転職先についても特定監理団体に所属していることが条件とされている。他方、実際にそのような条件を満たす他の受入企業を探す方法は明確にされていないこと等を踏まえると、外国人労働者の職場移転の自由が実質的に保障されているか、権利侵害が発生していないか、という観点に立って制度運用状況を慎重に検証していくことがまず優先されるべきである。	本年4月から開始した建設・造船分野における外国人労働者の受入れについては、適切な運用に努めつつ、その状況を注視していくこととしております。
23	技能実習制度が「緊急に対応が必要な分野」において活用されることを説明した上で、「適正」に受入れを行っていくための対策を講じることを明記すべきである。製造業において外国人を受け入れることが「緊急に対応が必要な分野」であることが説明不足である。また、技能実習制度の活用はしないことをここで明確にすべきである。	本年4月から開始された緊急かつ時限的な措置としての建設分野の外国人受入れは、技能実習制度とは別の制度です。いずれにしても、適正な受入れを図ってまいります。製造業における海外子会社等従業員の受入れについては、「日本再興戦略改訂2014」において受入れ方針が決定されており、具体的な受入れ制度については、技能実習制度とは別に、関係省庁と連携して検討を行っているところです。
技能実習制度について		
24	技能実習制度における通報制度や罰則規定の整備などの事後的な対応策だけであれば技能実習生が搾取されやすい制度的構造の根本的解決にならない。技能実習制度の本来の目的に沿った運用が徹底されるまでは、対象職種の大規模な拡大や実習期間の延長はすべきでない。	今回の制度見直しは、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」を踏まえ、御指摘のような問題点の徹底的な改善を図り、併せて制度の活用を図ることとするものです。なお、制度の拡充については、制度の適正化と併せて優良な受入れ機関に限って認めることとしており、技能実習の適正な実施へのインセンティブを高めることにもなります。また、対象職種の拡大については、厚生労働省が業所管庁等と調整し、職種の追加の可否を決定しているものと承知しております。

25	実習生が搾取されている制度的構造を根本的に解決できるような通報制度や罰則規定を整備する必要がある。	現在、技能実習制度の抜本的な見直しのため、監理団体の実習実施機関への監査体制の強化や、法令の根拠を有する制度の管理運用機関の創設、同機関における通報・申告窓口の設置、罰則規定の整備等を内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を法務省と厚生労働省が共同で国会に提出しているところである。
26	不当な雇用主には多額の罰則金を課し、通報した実習生をはじめ、同じ職場の実習生に多額の補償金が払われるような制度構築で根本的な改革を実現すべき。	
27	現実的に技能実習制度による労働力なしには日本の産業が成り立たないのであれば、新しく単純労働にも労働ビザの発給をするように法律を変更するか、誰が見ても技能実習であると思える運用となるまでは、安易に適用範囲を拡大したり実習期間の延長はすべきではない。	今後の外国人の受入れについては、幅広い観点から政府全体で検討すべきものと考えております。なお、技能実習制度の拡充については、制度の適正化と併せて優良な受入れ機関に限って認めることとしており、技能実習の適正な実施へのインセンティブを高めることにもなりません。
28	低賃金の劣悪な労働環境への改善策を講じることが最優先であり、現状を放置することは、国際社会や国連からの更なる批判を招く。日本は「人権意識に乏しい」という評価が固定化することは、「国益」に反する。また、現状を放置する監督官庁の職員の無作為も糾弾されるべき。	現在、技能実習制度の抜本的な見直しのため、監理団体の実習実施機関への監査体制の強化や、法令の根拠を有する制度の管理運用機関の創設、同機関における通報・申告窓口の設置、罰則規定の整備等を内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を法務省と厚生労働省が共同で国会に提出しているところである。
29	実習生に対し、日本に来る前に、リスクについて誠実に周知し、彼らの権利が確実に保障される法整備がなされるまで、安易に実習生枠を拡大したり、条件を緩和したりすべきではない。特に「制度の拡充」の項目にある「優良な」という言葉の定義や基準が曖昧である。また、「送出国」が当初から搾取目的で送り込む可能性も多々あり、受入れ前に「送出国側」の関係機関の実態を熟知した上で受け入れるべき。	現在、技能実習制度の抜本的な見直しのため、監理団体の実習実施機関への監査体制の強化や、法令の根拠を有する制度の管理運用機関の創設、同機関における通報・申告窓口の設置、罰則規定の整備等を内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を法務省と厚生労働省が共同で国会に提出しているところであり、制度の拡充は優良な受入れ機関に限って認められることとしています。なお、「優良」性の判断基準等については、同法案が成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたくと考えています。送出国に関する御指摘については、送出国政府との政府(当局)間取決め作成など、送出し段階からの適正化を図ることとしています。
30	①管理レベルを超えた受入れは混乱を招き、国内の労働レベルを下げるため、外国人の受入れについては全ての分野で人数制限を行うべき。 ②監理の業務委託の禁止やブローカーに対する罰則を整備する必要がある。また、新たに設置される機構による受入れ機関への監督が1年に一回程度であれば実効性に疑問がある。 ③異業種協同組合では本来の技能移転に責任を持って受け入れることはできない。制度本来の目的を踏まえるのであれば、各省が各送り出し国の実情を踏まえて受入れ業種を定め、受入れ団体・企業を許可すべき。 ④実習生からの申告を労働基準監督署が受け付ける場合は時間外や休日での窓口対応が求められる。各国の言語への対応も必要。	技能実習生の受入れ人数については、従来から、常勤職員数に応じた人数枠が設定されております。それ以外の人数制限については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。また、その他の御指摘の点については、現在、法務省と厚生労働省が共同で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を国会に提出しているところであり、法案成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたくと考えております。なお、労働基準監督署に係る御指摘については、厚生労働省において、必要に応じ、適切に対応するものと考えます。

31	凶悪な犯罪を誘発する外国人技能実習生制度を廃止して欲しい。 この制度を要求する人たちは経済偏向で国民の安全を度外視していると思います。	技能実習制度が凶悪な犯罪を誘発しているとは考えていませんが、現在、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立・施行により、技能実習制度の趣旨・目的に沿った適正化が図られるものと考えております。
32	実習生を受け入れる企業側に、メリットがある体制づくりの検討が必要。	頂いた御意見については、技能実習制度の趣旨を損なわないよう配慮しつつ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
33	技能実習制度は、日本の技術の海外移転という制度趣旨と非熟練労働者の受入れという実態が乖離し、そのような制度の建前があるために職場移転の自由も認められず、人権侵害を生み出す構造的問題が存する。それゆえに技能実習制度は本来的に廃止されるものでありその存続を前提とした制度構築をするべきではない。したがって「緊急に対応が必要な分野」における外国人の受入れを検討するとしても、あくまで技能実習制度とは切り離し、全く別の制度として制度設計をするべきである。	技能実習制度は、技能等の移転による国際貢献を目的とするものであり、今回の見直しは、現在指摘されている問題点の徹底的な改善を図り、併せて制度の活用を図ろうとするものです。 なお、職場移転の自由については平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」の記載（不適正な受入れを行っている実習先等からの転籍の支援、技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化）を踏まえ、検討しています。 また、御指摘の「緊急に対応が必要な分野」における外国人の受入れについては、既に建設分野及び造船分野で受入れを開始しておりますが、これらは、御指摘のとおり技能実習制度による受入れではありません。その他、製造業における海外子会社等従業員の受入れについては、現在、具体的な受入れ制度について検討を行っているところです。
34	技能実習生に帰責性がない場合に、実習期間を通じて広く実習先の変更を認めることのほか「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の提案どおり、技能実習適正実施法案に少なくとも技能実習3号移行時の実習先の選択を認めることを本計画案にも明記するべき。	御指摘の点については、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」の記載（不適正な受入れを行っている実習先等からの転籍の支援、技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化）を踏まえ、検討しているところです。
35	技能実習適正実施法案28条2項の「通常必要となる経費」について、主務省令において、監理団体役員に不当に高い報酬や接待費等を含まないよう明示すべき。 また、監理団体や実習実施者に対し、外国人技能実習機構による実効的な監督がなされるよう、強力な調査権限を付与した上、その財源や人的体制が独立したものとして設立されるべき。	御指摘の点については、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたいと考えています。
36	技能実習生の保護、救済のためには監理団体等の適正化に向けた監理・監督を中心任務とする外国人技能実習機構の窓口での対応のみでは不十分であり、同機構が法テラスや弁護士会、NGO等の協力を得て、技能実習生の相談に対応する制度の整備を検討すべき。	
37	技能実習適正実施法案では、強制帰国の規制については全く言及がない。同法案46条は、技能実習生の意思に反する技能実習の強制を禁止するが、技能実習生の意思に反する帰国の強制をも禁止するよう、強制帰国規制のための文言を追加すべきであり、本計画案にも盛り込むべき。	本計画には記載していませんが、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」においては、実習生の意思に反して帰国を強制した場合、技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことを理由に、同計画の認定を取り消すことができます。

38	技能実習生が帰国後に修得した知識・技術を活用して就労しているか否かを確認し、その確認がとれない場合は、送出し機関等にペナルティを科すべき。	実習生の帰国後フォローアップや送出し機関の適正化については、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」においても記載されているところ、同報告書を踏まえ、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたいと考えており、御指摘の点については、その検討を行う際の参考とさせていただきます。
39	技能実習制度の適正化に関しては、実習実施機関の変更、選択を認めるべき、また、二国間協定の締結を明記し、監理団体の必要経費の明確化、技能実習機構の相談・援助等の業務を専門家に委託すべき。	技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化、送出国との政府(当局)間取決めの作成、監理団体等の適正化、外国人技能実習機構については、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」においても記載されているところ、同報告書を踏まえ、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたいと考えています。
40	技能評価試験に合格して3号に移行することだが、日本語能力を評価基準にすべき。また、3号の新設より、再技能実習の方が望ましい。さらに技能実習生の安全衛生の確保についても要請する。	技能実習3号移行時の要件や実習期間の延長・再実習については、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」においても記載されているところ、同報告書を踏まえ、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立後、具体的な運用面の検討を行っていきたいと考えています。なお、実習生は労働関係法令が適用されており、安全衛生に関する法令も日本人と同様に適用されています。
41	制度の拡充と称した施策の強化に反対する。	今回の技能実習制度の見直しは、昨年の「日本再興戦略改訂2014」において、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大等の制度の拡充を行うこととされたことを受け、更に、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」も踏まえ、現在指摘されている問題点の徹底的な改善を図り、併せて制度の拡充を図ろうとするものです。
42	不法残留者数や難民認定制度の濫用者数を減らすためには、難民認定制度に関する引き締めや厳格化を図るのではなく、まずは技能実習制度の見直しを行うことが先決である。	本計画のとおり、技能実習制度や難民認定制度を含む、出入国管理行政全般にわたる施策を講じていくことで、不法残留者数や難民認定制度の濫用者数を減少させていきたいと考えています。

43	技能実習制度の問題は制度そのものにあるのであり、「制度本来の趣旨に沿った運用が徹底されれば解決するというものではない。同制度の根幹的な矛盾を抱えたままの「制度改善」はあり得ない。したがって、技能実習制度は廃止し、外国人労働者を正面から受け入れる制度を新たに導入すべきである。	今回の制度見直しは、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」を踏まえ、現行制度における問題点の徹底的な改善を図り、併せて制度の活用を図ることとするものです。なお、専門的・技術的分野と評価されない分野の外国人の受入れについては、幅広い観点から政府全体で検討すべきものと考えております。
44	技能実習2号への移行段階の技能評価を、その実施方法も含めて適正なものとする必要がある。「監理団体による監督の適正化」により制度改善を図ることは望めない。技能実習生保護等のために新たな機構を設立するのであれば、その組織や人的構成において、実態としてJITCOから明確に切り離して設立することが重要である。「新たな罰則規定」については、国外犯への適用を可能とし、送り出し機関及びその関係者も罰則の対象とすべきである。名義貸し禁止は実習実施機関を対象としなければならない。「強制帰国」についても触れるべきである。低賃金労働の適正化は客観的な具体的指標を用いて行うべきである。送り出し国とは「二国間協定」として、「送り出し段階からの適正化」を厳格に遂行すべきである。	新たな機構の設立や実習生の賃金等の処遇の適正化、送り出し機関の適正化については、平成27年1月の「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書」においても提言があり、現在、同提言を踏まえ、法務省と厚生労働省が共同で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を国会へ提出しております。同法案については、不適正な監理団体、実習実施者に対する罰則も規定されているほか、同法案の成立後、具体的な運用面の検討を行っていくことで、技能実習制度の趣旨・目的に沿った適正化が図られるものと考えております。その他の御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
45	「受入れ枠の拡大」含め「制度の拡充」は時期尚早である。「優良な」の判断基準は現在の「技能評価試験の合格率」ではなく、十分に説得的な評価基準を設定すべきである。「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」の追加は制度目的に反し、「企業単独型において社内検定を活用する職種」の追加は制度目的の整合性を欠く。	制度の拡充については、制度の適正化と併せて、優良な受入れ機関に限って認められることとしています。「優良」性の判断基準については、現在、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立後、下位法令等の策定作業の中で、厚生労働省と共に具体的な運用面の検討を行っていきたいと考えています。 なお、対象職種の拡大については、厚生労働省が業所管庁等と調整し、職種の追加の可否を決定しているものと承知しております。
水際対策・不法滞在者対策等について		
46	入国管理と難民認定は、最大限厳格化する方向で良いと考えるため、この計画案の方向性には賛成。 昨今、凶悪犯罪において、外国籍の犯罪者が散見されるようになっており、ビザ発給等は厳格化するのが当然であるが、電子処理の高度化を踏まえ、手続の迅速化を図る事も必要。また、過去に犯罪歴の無い人間が突然テロリスト化する状況への対策にも注力すべき。	査証(ビザ)発給は当省の所掌事務ではありませんが、当省としては、個人識別情報を活用した上陸審査を実施するなど厳格な上陸審査に努めており、また、出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化を図り厳格な水際対策を行っていく所存です。
47	外国人被收容者の中には難民申請者も含まれており、收容は最終手段でなければならず、無期限の收容をただちに止めるべきである。難民申請者以外の者でも收容は避けるべき。	退去強制手続は原則として身柄を收容して手続を進めることとされていますが、被收容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には、收容をいったん解く仮放免の許可を行っています。被收容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、環境の整備に努めてきたところであり、引き続き、更なる環境整備を図り、被收容者の処遇改善に努めてまいります。

48	顔写真の水際対策への活用について、治安の維持を盾に個人情報転用することは人権侵害の可能性がある。	顔写真を含めた個人情報の取扱いについては、関係法令に従い、適切に行ってまいります。
49	不法滞在者の取り締まりの強化を求める。	不法滞在者については、今後も様々な情報からの確に端緒を把握し、実効的な摘発の実施に努めてまいります。
50	在留カードの期限が過ぎても未更新の外国人が多数存在する。まずは在留資格が失効した人に対して罰則を適用し、厳格に対応すべき。	在留期間中に在留カードの有効期限を迎える者及び在留期間が無期限とされている者が在留カードの有効期限までに在留カードの有効期間更新申請をしないことをもって在留資格を失うことはありません。不法残留者に対しては、今後も積極的な摘発等の実施により、その縮減に努めてまいります。
51	不法滞在者対策としてのチャーター機での送還等については日本国民の税金が使われている。こうした税金の使われ方に疑問を感じる。	日本社会の秩序を保つためには、退去強制が決定した外国人を安全かつ確実に送還することが重要であるところ、定期就航便については、退去強制者が機内で迷惑行為等に及んだ場合、機長判断により搭乗を拒否され送還が実施できないこととなるほか、仮に搭乗ができた場合でも、一般乗客に多大な迷惑をかけるなど民間航空会社に多大な負担を掛けることとなります。そこで、機長から搭乗を拒否されることなく安全かつ確実に送還を実施できるチャーター機による送還を実施しているところであり、チャーター機での送還の実施にも御理解をお願いいたします。
52	入国者収容所等視察委員会が収容施設を視察し、改善の意見を述べても、それらが十分に反映されていない現状が指摘されている。視察委員会の意見がより反映される取組を求める。	被収容者の処遇に関しては、これまでも入国者収容所等視察委員会の意見も踏まえて、被収容者にとって適切な環境整備につながっておりますが、今後も同委員会の意見を踏まえていく旨の記載を追加しました。
53	全件収容を撤廃し、収容期限の上限を設けることにより収容中の病状の出現と悪化を防ぎ、併せて、被収容者の身体及び精神の衛生を保つため、衛生管理など収容施設的环境も整備しなければならない。	退去強制手続は原則として身柄を収容して手続を進めることとされていますが、被収容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には、収容をいったん解く仮放免の許可を行っています。被収容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、環境の整備に努めてきたところであり、引き続き、更なる環境整備を図り、被収容者の処遇改善に努めてまいります。
54	本人が納得しないままに強制送還しようとしても、拒否するのは当然である。納得してもらうには、送還理由の十分な説明、保証人や弁護士との連絡の確保、また、裁判を受ける権利の保障をしなければならないが、これらは行われてきていない。	御指摘の点については、これまでも退去強制手続の中で外国人に対して十分な説明を繰り返し行っているほか、裁判を受ける権利にも従来から配慮しております。他方、繰り返し説明を行った場合であっても送還を忌避する者がいることも事実であり、今後も十分な説得に努めてまいります。
55	生体情報の提供の義務化については、憲法や自由権規約を踏まえ、その必要性や効果の有無、より制限的でない方法の有無など、採否を含めて慎重に検討すべきである。インテリジェンス機能の強化の名の下に、生体情報などの個人情報を統一的に管理することは外国人を監視の対象とすることにはかならず、生体情報を利用した上陸審査や関係機関等からの情報の収集は見直されるべきであり、出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化は再検討すべき。	我が国においては、平成19年11月から外国人の上陸審査時における指紋等の個人識別情報の提供義務付けを行っていますが、同制度は、出入国の公正な管理を図り、国民の生命と安全を守るための「テロの未然防止策」を主たる目的としており、日本国憲法及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に照らし、問題が生じるとは考えておりません。インテリジェンス機能の強化については、本計画にも記載のとおり、出入国管理上問題のある者を選別・顕在化させて厳格に対応することを主な目的としており、外国人を監視対象とする意図はありませんが、個人情報の取扱いは厳正に行っていく必要があり、その旨の記載を追加しました。

56	<p>入国管理局の収容施設に被収容者の死亡を踏まえた実効的な対策や方針が全く示されておらず、入国者収容所等視察委員会の視察対象に送還執行手続を含めるなど、十分な検証や再発防止に向けた具体策を講じるとともに、送還の実施対象・方法の慎重な検討が必要不可欠である。</p>	<p>本計画に記載がないものについて、一切の検討等を行わないということではなく、入国者収容所等視察委員会の意見も踏まえ、引き続き、更なる環境整備を図り、被収容者の処遇改善に努めてまいります。送還は安全・確実に実施する必要があり、その旨の記載を追加するとともに、送還の対象・方法についても運用状況を注視しつつ、検討を行ってまいりたいと考えます。また、同委員会の視察対象に関する御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
57	<p>出身国の政情不安や旅券の取得困難など、すぐに帰国の見通しがたない者については、収容代替措置を導入し、収容を無用に長引かせないことが必要。また、被収容者は、収容所内で十分な医療を受けられていない。</p>	<p>収容した場合であっても、被収容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には収容をいったん解く仮放免の許可を行っております。また、医療体制の向上にも引き続き努めてまいります。</p>
58	<p>英国での取り組みや国際機関からの勧告をふまえ、我が国においても、真に実効性を有する入国者収容所等視察委員会における視察制度の確立が急がれるべきである。</p>	<p>入国者収容所等視察委員会は、収容施設等の適正な運営のために収容施設等の視察を行い、意見を述べるなどしており、当省は同委員会の意見も踏まえて、被収容者にとって適切な環境整備につなげております。</p>
59	<p>送還の実効性を図る以前に、送還業務における有形力の行使について、その条件や方法等について法律上明記すること、視察委員を送還業務に帯同させ、送還業務を視察の対象に加えること等の改善が早急に図られなければならない。</p>	<p>退去強制令書の執行については、出入国管理及び難民認定法第51条、52条及び53条に規定されておりますが、更に詳細な条件や方法等について法律に規定すべきとの御意見であれば、運用上、どのような問題が生じているかなども含め現行規定では不十分と言えるだけの状況の変化等を踏まえる必要があることから、慎重に検討すべきと考えます。なお、入国者収容所等視察委員会は、収容施設等の適正な運営を目的として設置されているものであり、同委員会の視察対象に関する御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
60	<p>長期収容が国連人権機関から問題と指摘されていることから、次の5年間で長期収容をなくすとはっきり示して欲しい。</p>	<p>長期収容には様々な事情があることから、御意見のような記載は困難ですが、長期収容は被収容者の健康上の問題等の一因となりかねないことから、その解消に努めており、今後ともそれを推進してまいります。</p>
61	<p>不法滞在、偽装滞在対策に関する記載を安全を脅かす存在、テロリストなどの記載と同じ項目に記載するのは実態とそぐわない。</p>	<p>出入国管理行政として、不法滞在者、偽装滞在者は入国・在留を阻止すべき対象であり、大項目として同じ項目に記載することは不相当とは考えておりません。</p>
62	<p>本基本計画案では、治安や国民の安全を守るため、「不法滞在」を行おうとする者を水際で防ぎ、また、国外に排除していかねばならないとし、「不法滞在者」と「偽装滞在者」に関わる対策を強化するとしている。しかし、2014年の刑法犯検挙人員(251,115人)に占める「不法滞在者」の割合が0.1%(283人)にすぎないことに見られるように、「不法滞在者」ましてや「偽装滞在者」の刑法上の犯罪率の高さについて統計的根拠はない。「不法滞在者」や「偽装滞在者」が、日本人や他の外国人と比べて「治安や国民の安全」を脅かすという誤解を産む記述はあらため、また、対策が必要であれば別途新たに項目を設けるべきである。</p>	<p>我が国の安全・安心な社会の実現に向けては、「不法滞在者」や「偽装滞在者」の存在は出入国管理行政として看過できるものではなく、今後も必要な施策を講じてまいりたいと考えます。</p>
63	<p>個人識別情報を活用した上陸審査がテロリストの入国を防ぐことに「相当の効果」があったという記述は改めるべきである。</p>	<p>「相当の効果」に関する記載は、実際の上陸拒否した者の存在に加え、個人識別情報を活用した上陸審査の実施を知り、我が国への入国をあきらめた者が少なくないと考えられることも含めて当省の認識を表したものです。</p>
64	<p>偽装滞在者対策は慎重に行う必要がある旨を盛り込み、また、同対策において「外国人雇用状況届出情報」を活用することはやめるべきである。</p>	<p>偽装滞在者対策における調査等は当然慎重に行うべきものと認識しております。なお、偽装滞在の実態解明には、様々な情報を集約・分析することが必要と考えています。</p>

65	過去の死亡事案に関する防止策を基本計画に盛り込み、チャーター機を利用した集団送還を「積極的に活用する」記述は見直すべきである。	退去強制が決定した外国人については、安全かつ確実に送還することが重要であり、この旨の記載を追加しました。なお、チャーター機による送還はこれに有効であると考えております。
66	関係機関から無制限に情報収集することに筋道をつける記述は削除し、また、「外国人雇用状況届出情報と入国管理局保有の情報を突合することは外国人の就労状況を把握する上で有用」という記述を見直すべきである。	効率的な不法滞在者・偽装滞在者等への対策及びテロリスト等のハイリスク者の入国阻止には様々な情報の収集・分析が必要であります。無制限に情報を収集することを意味するものではありません。なお、出入国管理及び難民認定法第19条の17において、中長期在留者の所属機関(雇用状況届出をしなければならない事業主を除く。)は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了等に関する事項を法務大臣に届け出るよう努める旨規定されておりますが、これは、外国人、所属機関双方からの情報を突合することにより、情報の正確性を確保しようとするものであり、無制限に情報収集することはありません。
在留特別許可について		
67	不法滞在者の減少や難民認定率の向上のためには在留特別許可の付与が有効であり、今後、積極的にこれを実行すべき。その際、在留特別許可の判断基準を明確にすること、また、不許可の場合には理由を説明することが必要。	在留特別許可の許否の判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしております。在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項については、「在留特別許可に係るガイドライン」として公表しております。
68	本計画案において在留特別許可されるべき事案は適正に許可すべきであることを明言すべき。	本計画における「今後も在留特別許可の適正な運用に取り組んでいく」との記載には、御意見の趣旨も含んでいます。
69	在留特別許可の判断に当たっては、国際人権(自由権)規約や子どもの権利条約などの国際人権条約の趣旨を尊重すべきであって、退去強制令書の発付を受ける外国人が受ける不利益の程度と退去強制によって達成される利益を比較衡量し、合理性を欠く場合は許されないものとすべきである。「在留特別許可に係るガイドライン」の見直しを検討される場合には、こうした点が考慮要素として示されるべきである。	本計画においても、必要に応じ、「在留特別許可に係るガイドライン」の見直しも検討していくとしており、いただいた御意見については、今後の在留特別許可に係る検討の参考とさせていただきます。
70	在留特別許可の許否に当たっては、第三者機関を設置するなどして、適正・迅速な在留特別許可の運用が可能となるような仕組みを設けることが検討されるべきである。	在留特別許可を与えるか否かは法務大臣の自由裁量に委ねられており、このことは、外国人の入国・在留を許可するか否かは国家が自由に決定することができるものとされる国際慣習法上の一般原則にも合致するものであります。したがって、在留特別許可の判断に第三者を関与させるということは、在留特別許可の性質上適当ではないと考えますが、いただいた御意見については、今後の在留特別許可に係る検討の参考とさせていただきます。
71	現在すでに5000人以上存在している退令仮放免者に在留特別許可を出すことについて、弾力的に検討されたし。退令仮放免者はすでに日本で生活を送っており、日本語、日本の労働習慣、労働の能力と意欲のある仮放免者に許可を出すことで、彼らは合法的に働くことができる。	退去強制令書の発付を受けている者に対する仮放免許可は、健康上の理由や出国準備等のため、送還可能のときまでいったん身柄の拘束を解くものであり、日本で生活を送っていることのみを考慮した在留特別許可は適当とは考えておりません。
72	在留特別許可に係るガイドラインの見直しにあたっては、積極的に外部有識者の意見を参考にし、人道的配慮のもとに見直しを行うべきである。また、同ガイドラインの多言語化をさらに充実するべきである。	いただいた御意見については、今後の在留特別許可に係る施策検討の参考とさせていただきます。

外国人の人権について		
73	外国人を管理対象としてではなく、人権享有主体として擁護することを求める。 具体的には、①単純労働者としての受入れではなく人間として日本社会で受け入れる、②地域社会及び教育現場で多文化共生を推進する、③生活困窮者や高齢者、障がい者に対して言語や文化の違いを踏まえた上で社会保障を給付する、④難民申請中の人々を速やかに保護することが必要。	御指摘の点は当省のみでは実現できない事項も含まれ、また、現在、我が国はいわゆる単純労働者の受入れは行っておりませんが、御指摘のとおり、出入国管理行政の遂行に当たっては、外国人の人権に配慮することが必要であり、その旨の記載を追加しました。
74	出入国管理行政の遂行にあたり、外国人の人権について最大限配慮すべき。	出入国管理行政の遂行に当たっては、外国人の人権に配慮することが必要であり、その旨の記載を追加しました。
75	トランスジェンダーの被收容者に対しては、その性自認を尊重した処遇を求める。	当省においては、ご意見のような事情を含め、被收容者の様々な事情に配慮した処遇を行っております。
外国人との共生社会について		
76	「共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画」とあるが、「共生」は「平等」「人権尊重」の概念なしにはあり得ないことを政府が認識すべきである。	御指摘のような認識は当省としても有しております。
77	外国人受入れには賛成だが、外国人が日本で安心して永住できるように、移民政策として立て直し、移民の権利、生活面でのフォローアップ、文化擁護の取り組みなど、あらゆる面で移民側の目線で政策を作って欲しい。	我が国はいわゆる移民政策をとっておりませんが、本計画において、外国人との共生社会の実現に関しては、外国人を受け入れた地域における「住民」としての視点からの検討が必要であることを指摘しています。当省としても、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていくよう、積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していくこととしています。
78	平成24年の在留管理制度の導入以来、非正規滞在者は住民基本台帳から除外され、基本的な行政サービスを受けない深刻な状況に陥っているとの指摘がある。このような者に対しても行政サービスを含めた基本的権利を保障するための方針を持つべき。	不法滞在者を含む外国人住民に対する各種行政サービスの対象範囲は、それぞれの制度において定められており、当省限りでのお答えは困難ですが、新しい在留管理制度はその対象範囲を変更するものではありません。 なお、改正後の住民基本台帳制度の対象とならない不法滞在者のうち仮放免された者については、適正な行政サービス提供の観点から、本人が同意した場合は、身分事項や住居等を入国管理局から市町村に通知しております。
79	実際に受け入れた外国人住民について、生活する地域社会や基礎自治体での諸課題に対する国の施策は「2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化」に記載がない。地域社会への影響や諸課題の解決策について、具体的に盛り込むことはできないのか。	御指摘の点については、本計画の「4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与」において触れております。
80	外国人労働者の受入れを行う際には、労働力としてではなく、生活者として、基本的に人権が守られ、きちんと生活ができるよう保護をお願いする。	外国人受入れの在り方を考える上では、地域における「住民」としての視点からの検討も行っていくなくてはならず、生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要であると考えております。
81	地域社会においては国籍を問わず住民間のコミュニティ形成を促す施策が求められる。その一つとして、地域の公民館を活用すべき。その際に重要なのは、公民館を市から独立した組織にして、積極的なコミュニティ形成を行う組織に変革することが必要である。	御指摘の点は、当省の所掌を超えるものであり、関係機関において検討されるべき問題と考えております。

82	<p>①15頁の下から3行目「ねていくことが必要である。」の次に以下の文言を加える。「そのひとつに、在留外国人の住所の履歴や身分関係の記録の問題がある。平成24年7月9日以後、法務省に対する外国人登録原票の開示請求が継続してなされていることがそれを物語っている。外国人が我が国で生活する上で、各種社会保障の給付手続や相続・住所変更などにおいて身分関係を証したり住所の履歴を証する場面が多いからである。」</p> <p>②16頁の下から1行目「……必要である。」の次に以下の文言を加える。 「とりわけ、外国人登録制度の廃止に伴い、不十分ながら外国人登録原票にあった身分関係に関連する記載が(注1)、外国人住民票には「世帯主についてはその旨、世帯主でないものについては世帯主の氏名及び世帯主との続柄」(7条4号)しか記載されていない。外国人登録法の廃止から3年が経過し、外国人住民票だけの外国人も相当数に達している。そこで、外国人が我が国で生活する上で、身分関係を証明する手段が極めて困難になった点を克服するため、在留外国人の身分関係の記録を整備する方法について早急に検討する必要がある。その際には、外国人の日本における身分行為に関する各種届出の保存期間の伸長や、外国人の住所の履歴が容易に確認できるように削除された外国人住民票の保存期間を伸長するなどの措置を講じる必要があり、関係省庁とも連携して各種改善策を検討する必要がある。」</p>	<p>御指摘の点については、出入国管理行政のみで対応できる問題ではなく、現時点で、出入国管理行政の今後の方針を示す本計画に記載することは適当ではないと考えております。</p> <p>他方、御指摘の点は平成26年12月の出入国管理政策懇談会の報告書においても指摘されている事項に関わるものであり、当省としても注視していくべき問題と認識しております。将来的に、当省としての対応が必要となった場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
83	<p>真の共生社会実現を目指すのであれば、日本に居住する外国人の身分関係の公証制度の向上を図るべきであり、少なくとも従来より明らかに後退する制度は見直すべきである。具体的に述べると外国人住民票の法定記載事項の追加、外国人住民票の除票の保存期間の大幅な延長、外国人登録原票の市区町村役場での発給可能等が挙げられる。</p>	<p>御指摘の点については、出入国管理行政のみで対応できる問題ではなく、現時点で、出入国管理行政の今後の方針を示す本計画に記載することは適当ではないと考えております。</p> <p>他方、御指摘の点は平成26年12月の出入国管理政策懇談会の報告書においても指摘されている事項に関わるものであり、当省としても注視していくべき問題と認識しております。将来的に、当省としての対応が必要となった場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
84	<p>日本での生活基盤が確約されていないまま入国することは、外国人にとっても地域にとっても有益ではないことから、入国時には日本での生計維持能力はもとより、税金や社会保障費の支払能力、就学年齢にある子どもへの学校教育付与等を厳格に審査することが求められる。(なお、第5次出入国管理政策懇談会 第17回会議において、日系人の受入れの要件については、独立生計要件や入国時や在留期間更新時に子弟の教育の努力を図っているか否かの点を重要視すべきとの議論もなされている。)</p>	<p>当省は、社会保険加入義務がある外国人については、在留期間更新許可申請等の際に窓口で健康保険証の提示を求める等の加入促進措置を実施しているほか、在留期間の決定に当たっては、出入国管理及び難民認定法上の届出義務の履行のみならず、学齢期の児童の就学状況や、納税義務などの公的義務の履行状況を考慮する等の措置を実施しております。</p>
85	<p>多文化共生を図る上でも、関係省庁との連携がこれまで以上に重要となることから、法務省が主軸となり、より積極的かつ具体的な課題の整理と対応をすべきである。</p>	<p>外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、当省としても、共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画してまいります。</p>
86	<p>本計画において「地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化」を挙げているが、地方公共団体や居住する外国人の要望等にも耳を傾けることを望む。</p>	<p>外国人との共生社会の実現は政府全体で取り組むべきものですが、御指摘のとおり、地方公共団体のみならず居住する外国人の御意見も重要と認識しております。</p>
87	<p>受け入れる対象が「人」である以上、安心して日本に暮らせるよう、親の在留資格の法定化が必要。</p>	<p>外国人の親の受入れについては、社会保障等に与える影響も考慮する必要がありますが、「高度専門職」の在留資格をもって在留する方の親や日本人の実子を扶養する親については、一定の要件を満たせば、入国・在留が可能です。</p>

88	<p>第5次出入国管理基本計画案について、全ての外国人に対して「労働者」だけでなく「生活者」としての視点にたった行政施策、対応を強く求めます。</p> <p>1) 特に、技能実習制度については、2013年6月20日に日本弁護士連合会より提出された意見書等に基づき、速やかな廃止を求めると共に、現在の実習生の処遇と、外国人の人権に配慮された適正な受け入れ制度の検討を求めます。</p> <p>2) また難民の受け入れにあたっては、国際社会の現状やニーズに応じて、適正な受け入れ体制をとるとともに、先進国最低の難民認定率の改善を要求します。現在難民認定を申請中の人々に対しても、適正な処遇を求めます。</p> <p>3) 少子高齢化対策や労働力の確保としての外国人の受け入れについては、医療や教育など人間として保障されるべき安心・安全に生きる権利を前提とした、受け入れ体制を徹底してください。人種や国籍等で労働条件や受けられる保障の違いのない様にしてください。</p> <p>4) 在留資格の更新やその他手続きにあたっては、全ての人が、市町村窓口で手続きを行えるようにしてください。居住地によっては、手続きにあたって費用と手間がかかりすぎます。</p>	<p>1) 現在、法務省と厚生労働省が共同で国会へ提出している「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の成立・施行により、技能実習制度の趣旨・目的に沿った適正化を図り、技能実習生の処遇や人権にも一層配慮した運用を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>2) 真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護してまいります。</p> <p>3) 今後の外国人の受け入れの検討にあたっては、御指摘の医療や教育を含め、幅広い観点から政府全体での検討が必要と考えております。</p> <p>4) 在留期間の更新や在留資格の変更は、適正な在留管理の観点から、適切に許否の判断を行う必要があり、地方入国管理官署での手続に何卒御理解いただけますようお願いいたします。</p>
89	<p>外国人の受け入れについては、一緒に入国する家族も日本社会に溶け込んでもらうことが必要。例えば子どもの不就学の問題はまだまだ施策を講じていく必要がある。</p>	<p>入国管理局では、在留期間の決定にあたっては、出入国管理及び難民認定法上の届出義務の履行のみならず、学齢期の児童の就学状況を考慮する等の措置を実施しております。</p> <p>外国人との共生社会の実現のためには、御指摘の家族の問題を含め、政府全体での取組が必要と考えております。</p>
90	<p>外国人との共生社会についての共生社会実現を本当に推進する気があるなら、早急に別の部局を作るべきである。</p>	<p>御指摘の組織の在り方については、政府全体で検討すべき課題であると考えております。</p>
91	<p>セクシュアル・マイノリティの人権に配慮した適切かつ柔軟な対応を図ることを加えてほしい。</p>	<p>出入国管理行政の遂行にあたっては、外国人の人権に配慮することが必要であり、その旨の記載を追記しました。</p>
92	<p>現状の定住支援は十分ではなく、社会統合のために総合的な取り組みが必要</p>	<p>本計画においては、外国人との共生社会の実現という観点から記載しておりますが、いただいた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
93	<p>外国人住民当事者、相談・支援活動を地域で行う市民団体との対等な意見交換なしには「真の」共生社会のイメージは描けず、実施すべき現実的な施策は形成されない。そのため、地方公共団体だけではなく、「外国人住民を含む地域住民が求める共生社会のイメージは何か」についても当然議論を重ねていく必要があり、本基本計画にも含めるべきである。</p>	<p>外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、その際、御指摘の点も重要と認識しております。</p>
94	<p>2009年の改正入管法施行後3年間の運用の検証と、共生社会施策立案を外国人住民等を含め行うことを明記すべきである。「在留管理と共生」は相容れず、両者の位置づけを再検討すべきである。在留管理制度の見直しにあたっては、国際人権条約機関からの勧告を含め、複数の重要な観点を踏まえるべきである。</p>	<p>外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、今後も様々な観点から共生社会の実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、在留管理制度と住民基本台帳制度との情報連携により、市区町村は外国人住民への行政サービスに必要な情報を把握できるようになっており、在留管理制度は共生社会の実現に貢献していると考えられます。</p>

95	第4次出入国管理基本計画から改善されている記述も見られるものの、共生社会実現のために必要な条件である外国人の権利保障、差別の防止と排除について書き加える必要がある。	御指摘の点については出入国管理行政のみでは実現できない事項も含まれますが、共生社会実現に向けた施策検討における参考とさせていただきます。
難民認定について		
96	日本のこれからの国際貢献のあり方として、難民が発生するような状況こそ対処すべきであり、原則日本は難民の存在する情勢を認めないとするような厳然たるスタンスをこそ打ち出していくべきである。	御指摘の点は、当省の所掌を超えるものであり、関係機関において検討されるべき問題と考えております。
97	難民認定申請中の者に対し早期に就労を許可することは、保護費の節約、社会統合の円滑化などにより経済成長に繋がると考えられることや、少子化対策にも資するため、濫用申請を防ぐために就労制限を行うのではなく、他の方法で対策を講じてほしい。	難民認定申請中の方に対して行う就労許可は、真に庇護を求める難民認定申請者の生活の安定に配慮することを目的としているもので、経済成長や少子化対策を目的とするものではありません。
98	難民認定手続については、公正かつ透明性のある方法で行われなければならないが、本計画案においては、適正かつ迅速な取組が優先されて人権保護の観念が欠けている。難民認定申請者の事前振り分けや再申請の制限は庇護希望者にとっての弊害が大きい。再申請を含む濫用的な申請について申請権を制限し、申請中でも送還を行う検討を進めることはノン・ルフールマンの原則に反する。	真の難民として庇護されるべき者を迅速かつ確実に認定するために、例えば、当初から難民該当性がなく、申請者が稼働目的の申請であることを自認している事案等について迅速に振り分け処理することについて検討を進めています。この際、申請者の置かれた状況にも配慮することや、十分な専門性を有する者が事情聴取を行うこと等により、申請者の人権にも配慮しつつ、真の難民の確実な庇護が図れるよう十分に留意してまいりたいと考えています。送還停止効の例外の検討にあたっては、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。
99	予算増加により職員を増やすことで人権の保障が前向きに進むような取組を進めるべき。	人権にも配慮したより適正な難民認定手続を行うため、必要な体制の整備に努めてまいります。
100	保護対象となる者の対象範囲や手続の明確化、再申請の制限は、究極的には事務処理の効率化を目指している。これは難民の真の救済を目指したものではないように読み取れる。	御指摘の施策は、真に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別し、難民認定手続全体の公平性、透明性の向上を図りつつ、事案の内容に相応した適正・迅速な案件処理を行うことで、難民を迅速かつ確実に庇護していくことを目的としております。
101	難民申請数増加の事実を、難民認定制度の重要性の高まりと受けとめて、現制度の運用の効率化のみならず、法律の見直しを含めた制度自体の見直しをも課題とすべき。	本計画においては、難民認定制度の公平性・透明性を確保しつつ、適正かつ迅速に難民の庇護を行っていくための取組が必要であることを課題として明記しており、この課題の解決に向けた施策については、法制度・運用両面から検討を進めてまいります。
102	近年、世界中で難民数が増加する状況において、日本がどのように貢献すべきか、できるのかの検討と実践が急務であり、国民が望む日本国としての難民対策の実現のための方針を立てて頂きたい。	本計画の難民部分については、難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図るための基本的な施策の方針について定めたものです。御指摘については、政府全体として検討すべきものもありますが、重要な課題と認識しております。

103	<p>難民を積極的に受け入れ、日本国内で自力で生活できるよう公費で支援するべき。そうすることで、真に国際社会へ貢献し、先進国としての責任を果たせる。</p>	<p>我が国は、難民の受け入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識しており、難民条約に基づいて難民認定の判断を行っております。難民と認定された方には、関係省庁により、我が国で生活できるよう必要な支援が行われていると承知しています。</p>
104	<p>本計画案は、昨年末に提出された「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討報告」(難民認定制度に関する専門部会が策定)の内容を、全く反映しておらず不十分である。例えば、本計画案では、制度の濫用についてのみ具体的方策を掲げており、非常に内容が偏っているほか、難民不認定理由の付記、事例の公表、参与員や通訳人等について、一切触れられていない。</p> <p>また、本計画案では、濫用的な申請(再申請によるものを含む)に関して、申請中の送還停止効果に一定の例外を設けることを検討すると述べられてるが、これは、ノン・ルフールマンの原則に明らかに反し、決して許されるものではない。</p>	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。</p> <p>また、送還停止効の例外の検討にあたっては、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。</p>
105	<p>将来的にもっと積極的に難民保護に向けて取り組んで欲しいが、まずは難民認定の再申請中に送還を行う検討を進めることはノンルフールマンの原則に反するため、改善してほしい。</p>	<p>送還停止効の例外の検討にあたっては、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。</p>
106	<p>在留管理制度の的確な運用により不法滞在者の対策を推進し確実に実行するのであれば、入国自体は現行の規制をゆるめる方向で変更することに異論はない。特に緊急性の高い難民の受け入れは、国際社会の一員として早急に体制を整えて欲しい。</p>	<p>本計画に記載した事項は現行の入国のための規制を緩めるものではありませんが、難民の受け入れについては、より適正な難民認定の判断を行うため、必要な体制の整備を図ってまいります。</p>
107	<p>難民は国内問題ではなく国際的な現象として処理されるべきである。他の先進国の実績を十分に研究し、日本独自の水準ではなく、国際的水準で難民受け入れを促進すべきであり、更に難民に対する国籍授与などの救済措置をより迅速に提供できるよう、最大限の努力をする必要がある。</p>	<p>難民認定については、難民条約の定義する難民に該当するか否かに関して、今後も、国際的な実務先例なども参考にしつつ、また、学識経験者等の御意見も参考にしつつ、個々の事例に応じて適切に判断してまいります。</p> <p>国籍の付与については、出入国管理行政の所掌ではありませんが、関係機関において適切に対応しているものと承知しています。</p>
108	<p>難民申請手続における個別の事情を配慮しないような均一化が、かえって本当に苦しんでいる方を救えないことにならないか危惧している。人手が足りない部分は、弁護士や司法・外交等の専門家の活用も検討し、個別のケースに丁寧に対応していただきたい。</p>	<p>本計画においては、真に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別し、事案の内容に応じた適正・迅速な案件処理を行っていくこととしておりますが、事情聴取などの手続は、いずれにしても慎重に行うことから、御懸念の点は生じないと考えております。また、より適正な難民認定の判断を行うため、必要な体制の整備を図ってまいります。</p>
109	<p>難民認定審査において、偽装難民などを理由とした先入観で審査するのではなく、従来通り、申請者の国情、窮状を十分理解し、人権に配慮した人道的な審査を行うことを強く要求する。</p>	<p>今後も、申請者の人権に配慮しつつ、適切に難民認定手続を行ってまいります。</p>
110	<p>日本では難民認定率が著しく低く、欧米で多くの難民を受け入れている状況からかけ離れている。国際化の時代に沿った難民受け入れを促進していく方向で出入国管理計画を策定していただけるよう要望する。</p>	<p>我が国の難民認定数が欧州諸国の認定数に比べて少ないことについては、我が国の難民の出身国との歴史的関わりや言語等文化の相違、地理的条件等にあるとの指摘もありますが、いずれにしても、難民の適正かつ迅速な庇護を推進してまいります。</p>

111	難民不認定の人たちについても、事情に応じて在留特別許可を出すべき。事情に応じた柔軟な在留特別許可が出せるような計画の策定を要望する。	現状においても、難民条約上の難民には該当しないものの、人道上の配慮が必要と認められる者については、個別に審査の上、特別に在留を許可しております。
112	入管に收容されている人たちとの面談でも十分に被收容者の供述が通訳されていないと思われることがある。インタビューでの通訳人がきちんと通訳できるように質の向上をはかっていただきたい。	通訳人の質の向上については、平成26年12月の「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」(難民認定制度に関する専門部会)において提言されているところであり、これを踏まえ、通訳人に対する研修を実施し、質の確保を図ってまいります。
113	難民認定申請中の就労許可についての柔軟な対応、申請中の送還停止に例外を設けないこと、また、申請者の裁判を受ける権利等を保証することを明記していただきたい。	難民認定申請中の就労に一定の条件を設けることや、濫用的な難民認定申請に関し、送還停止に係る一定の例外を設けることに関しては、適正かつ迅速に難民の庇護を行っていく観点から検討すべき課題と考えており、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。申請者の裁判を受ける権利については従来から配慮しております。
114	人道的配慮に基づく在留特別許可を受けた者は、難民条約上の難民と異なり、家族の呼寄せができない。このような者についても難民と同等の扱いを保障すべき。	人道的配慮により在留特別許可を受けた者についても、個々の事情が考慮された結果、家族の呼び寄せが認められることもあります。
115	難民に対して、人道的な見地から、対応を決めるようお願いする。特に政治的な理由による難民を受け入れるようにしてほしい。	難民条約上、政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある者は難民と定義されており、これに該当する場合は難民と認定しています。
116	<p>本計画案は、難民条約国として求められる難民の保護という観点から見ると、以下のとおり専門部会報告や懇談会報告書での指摘からも大幅に後退しており、懇談会や専門部会設置の趣旨からしても到底容認できず、見直されるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画案では「透明性の向上」について言及されておらず、真に庇護すべき者を庇護しようとするならば、手続の透明性を高めるための方策を具体的に提示することが必須である。 ・専門部会報告や懇談会報告書記載しているにジェンダーに起因するものなどの新しい形態の迫害のおそれが認められる事案における的確な庇護のための検討について本計画案で方針を明確に示すべきである。 ・補完的保護について、本計画案でEU資格指令や欧州諸国の取組を参照するなど具体的方策に言及すべき。 ・難民条約の除外条項を重要な基準として受入れ国の安全との調整を指摘していると理解されるため、本計画案でも除外条項の表現を明示すべき ・適正な手続のため、脆弱な立場の申請者への配慮、難民審査参与員制度の改善への提言、通訳の適正性確保についての具体的方策の記載がない。 ・制度の濫用・誤解に基づいた申請に対する対策を講じる上で、全申請者へのインタビューの実施、不服申し立ての機会の確保などは最低限行われるべきであり、恣意的な判断により真の難民が排除されることのないよう適性かつ明確な基準を検討しなければならない。 ・難民認定の結果までは長期にわたり、生活保障も不十分な実情においては、「類型的に保護の必要性が乏しい」という曖昧な要件で申請者の就労を制限せず、在留資格の有無にかかわらず一定の場合は就労を認める、ないしは生活保障等を行うべき。 ・再申請の制限や送還停止効果に一定の例外を設けることは、不服申し立ての機会を奪い、ノン・ルフールマンの原則に反する可能性があり、これらの制度の導入の検討は到底認められない。 	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。</p> <p>また、送還停止効の例外の検討にあたっては、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。</p>

117	『第5次出入国管理基本計画(案)』においては、日本の「難民認定数は、申請数や欧州等の諸外国の認定数に比べて少なく」その原因は、「我が国の難民認定判断が厳しすぎることにあるとの指摘もある」と課題で述べているにも関わらず、「今後の方針」においては、何らそれに対する解決策が述べられていない。	我が国の難民認定数が申請数や欧州等の諸外国の認定数に比べて少ない原因としては、我が国と難民の出身国との歴史的関わりや、言語等文化の相違、地理的条件等にあるとの指摘もあります。いずれにしても、本計画に記載してある事項を実施することにより、適正かつ迅速な難民認定のための取組を行ってまいりたいと考えております。
118	真に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別し、案件処理を行っていくこと及び制度の濫用又は誤解に基づいた申請について抑制していくことは審査の前の段階で庇護すべきでない者、濫用者という判断が行われることになり、違法ではないか。	御指摘につきましては、本格的な調査に入る前に案件を内容に応じて振り分ける趣旨であり、濫用又は誤解に基づいたと考えられる申請であっても、十分に主張できる機会を確保するなどの公正な手続に基づいて審査します。
119	申請から、行政としての最終判断(2次審査結果)が出るまでの期間に、上限ガイドラインを設けるなど、さらなる迅速化が必要。	難民認定申請の審査については、迅速な処理に努めてまいります。
120	第三国定住による難民の受入れは、定住先を日本に限定せず、難民にとってソフトランディングできる可能性の高い国を選択肢に加えても良いのではないか。	第三国定住による難民の受入れは、当省のみで実施できるものではありませんが、今後の施策検討にあたり参考とさせていただきます。
121	難民認定制度の運用で問題なのは、難民保護の観点に欠如していることである。	当省は、これまでも真に庇護すべき者を迅速かつ確実に難民認定できるよう努めてきたところであり、本計画も、そのような考え方にに基づき作成しています。
122	難民認定制度全体の更なる質の向上は、真に庇護すべき者とそうでないものを明確に区別し、適正・迅速に処理することよりも先行して行われるべき。入管は、制度全体の質を重視し、難民認定基準を見直すべき。	本計画では、専門的人材の育成等にも取り組むこととしています。これにより、難民認定制度の質の向上が図られると考えています。難民認定については、今後も難民条約の適用を受ける難民を適切に認定してまいります。
123	日本政府は、シリア・イラク地域における紛争解決に力を入れるべきだとして、2億ドルもの難民支援を含む人道支援を行っているが、なぜそのシリアからの難民を受け入れようとしないのか理解できない。 また、ミャンマーのロヒンギャ難民支援にやはり多額の資金援助を行いながら、日本に庇護を求めてきたロヒンギャ難民を難民として認定しないのはいかなる理由があるのか全く理解できない。外務省と十分連携し、難民認定手続の抜本的な改善を行うべきである。	当省は、本邦にある外国人から難民認定申請があった場合、難民条約上の難民に該当する者であれば、出身国や地域に関わらず、難民と認定しています。
124	本計画は、以下の点において、「難民認定制度に関する専門部会」の提言が十分に生かされていない。 ・保護対象の明確化と的確な庇護 ・手続の明確化と適正・迅速な難民認定 ・難民認定手続の透明性向上のための取組	本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。

125	<p>今回の基本計画(案)にある難民認定制度改革案は、専門部会の提言からは大きく後退していると考えます。専門部会は、①濫用的申請を抑制することの必要性和同時に、②「真の難民」やそのほか国際的庇護を必要とする者をより多く受け入れることができるよう制度改革をするべきだ、との提言をしました。</p> <p>しかし基本計画案では①だけが大きく取り上げられていて、②については、「当面我が国での退避機会として在留許可を付与すべき対象を明確にすることについて…検討する」とのわずかな言及があるだけである。</p>	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。</p>
126	<p>すでに現状であっても、難民認定審査に長い時間と労力がかかっている中、それ以前の段階で「真に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別」するのは、手続の全体が遅くなってしまうだけでないかという懸念がある。また、2点目として、一見、難民としての要件を備えていないようであっても、実際は保護されるべき人物であるという可能性が大いにあると考えます。難民認定審査は大変複雑な手続きだと理解していますので、このような二重の手続きをとることは、法務省入国管理局、難民自身、また支援団体へも負担が増えるだけだと思いますので、再検討いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、手続全体に時間を要することとならないよう、また、申請者の負担を極力増やさないよう、そして、真に庇護すべき者を確実に庇護できるよう、運用してまいりたいと考えております。</p>
127	<p>就労資格の制限について、難民認定申請が終了するまでは、「難民である」ことを前提として対応されるべきだと考えますので、就労資格を付与しないということよりも、現行の難民認定手続きの精度を上げ、待機期間を減らし、実際に就労資格を付与されることを目的に「濫用」している者がいたとしても、その恩恵を受けることが最小限となるよう、運用されるべき。</p>	<p>難民認定申請件数の急増は、就労目的による制度の濫用・誤用が一因と考えられるところ、これにより真の難民の迅速な庇護に支障が生じる懸念もあることから、申請件数の急増への対応として、就労については一定の条件を設けて個別にその許否を判断していくことが必要と考えております。</p>
128	<p>本計画は、適正な手続保障について具体的な方策が記載されておらず、濫用又は誤解に基づいた申請に関する方策について、一律に難民該当性が否定されてしまう懸念がある。</p>	<p>内容に応じた案件の振分けについては個別に判断していくものであり、一律に難民該当性が否定されることはありません。</p>
129	<p>現在の庇護制度の課題をより良く対処するために以下の措置を優先的に検討すべき</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 庇護に関するあらゆる事項を統括する包括的な法制度の確立 (2) 現在、複数の省庁により扱われている庇護に関する任務を一元管理する専門部局の設立 (3) 増加傾向にある難民申請者により効率的かつ公正に対処し、国際保護を必要とする者とそうではない者を判別することを可能にするために必要な組織、資源および能力の構築 	<p>本計画の実施により、現在の課題に対処してまいりたいと考えておりますが、頂いた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
130	<p>「偽装滞在者」について実態を把握し、対策を講じていく際には、入国管理政策の実施によって真正の難民申請者や難民が「偽装滞在者」とみなされることのないよう、慎重な取扱いが必要であり、難民申請者を更に不利な立場に追いやることのないよう、難民条約第31条に従い、更に慎重な対応が必要である。</p>	<p>当省は、これまでも難民条約第31条に基づき、不法に入国した者等で難民認定申請を行った者について適切に対応してきたところであり、今後も同様に対応してまいります。</p>

131	<p>難民申請者の収容については以下の基本原則を再確認すべき。</p> <p>①すべての人は迫害、深刻な人権侵害その他の深刻な危害からの庇護を他国に求め、それを享受する権利を有する。庇護を求めることは不法行為ではない。(世界人権宣言第14条、難民条約第31条)</p> <p>②収容に伴う身体的・精神的苦痛に鑑み、また難民および人権に関する国際法・国際基準に従い、難民申請者の収容は通常は回避されるべきであり、かつ最後の手段であるべきである。</p> <p>③収容代替措置の利用可能性、効果、適正性およびその拡充の検討を優先する。</p>	<p>当省はこれまでも仮滞在の許可や収容した場合であっても、被収容者の心身の状態等、個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には収容をいったん解く仮放免の許可を行っております。</p>
132	<p>退去強制令書発付後に難民申請する案件の増加について以下提案する。</p> <p>①収容中の申請者の案件が公正で効率的な手続の下で処理され、迅速に決定を下すための措置が考慮されること。</p> <p>②日本国内において保護を受ける資格がなく、その他の在留する権利も有さず、不認定とされた難民申請者の処遇について、公正かつ透明性のある形で規定する法的枠組みおよび有効な制度の確立すること。そのような者の処遇に関する基本原則には、人道的かつ人権と尊厳を十分に尊重した取扱いをすることが含まれる。</p> <p>③難民申請手続において申請を十分検討した結果、難民として認められなかった者については、難民認定手続の最終段階においてカウンセリングを提供し、出身国への安全かつ尊厳ある帰還の可能性を模索すること。自主的帰還の支援に関する規定も含む。</p> <p>④有効かつ透明性のある帰還のモニタリング制度を設立すること。安全かつ尊厳ある帰還の実施について、市民社会の諸団体に役割を依頼することも考えられる。また、国際移住機関(IOM)が現在実施している自主的帰還および社会統合支援プログラムの拡大も考えられて良からう。</p>	<p>本計画の実施により、現在の課題に対処してまいりたいと考えておりますが、頂いた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
133	<p>以下の重要な事項が第5次出入国管理基本計画の最終版には明確に反映されることを強く願う。</p> <p>I. - 「新しい形態の迫害」への難民条約的的確な解釈による保護の検討</p> <p>II. - 申請書の書式見直し、申請手続案内の充実 - 年少者、重篤な疾病者等に対する特別扱いの明確化、事情聴取への専門家の立会い</p> <p>III. - 国内外の実務先例等を踏まえた、難民該当性に関する「規範的要素」の明確化の取組 - 難民不認定理由の記載の一層の充実及び認定理由の付記の検討 - 難民・不認定事案の公表の拡充</p> <p>IV. - 難民調査官及び難民審査参与員の増員・増配置 - 案件処理プロセスの見直し - 難民審査参与員間の判断事例等の共有 - 通訳人に対する研修課程の構築、通訳人の能力を客観的に評価する仕組みの導入</p>	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。</p>
134	<p>現在見直しの対象として提案されている課題の適切な解決を確保するためには、以下の要素が考慮し、より包括的なアプローチをとることを推奨する。</p> <p>a) 難民条約が「文面によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い誠実に解釈されること」(ウィーン条約法条約第31条)</p> <p>b) UNHCRのガイドラインや、他の国の法制度、判例などを十分参考にして基準の作成がなされること。</p>	<p>本計画の実施により、現在の課題に対処してまいりたいと考えておりますが、頂いた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

135	<p>「待避機会」という新しい概念の検討については、難民の大量流入の状況に対応する特別な暫定的な保護と見なされており、難民の地位を正式に付与することなく、送還(ルフールマン)からの保護を迅速かつ緊急に提供することを意図したものである「一時的保護」(temporary protection)という概念に最も近いため、その他の形態の国際的保護とは明確に区別されるべきである。</p>	<p>待避機会として在留許可を付与すべき対象の明確化の検討に当たっては、御指摘の点も参考にさせていただきます。</p>
136	<p>a) 新制度は、「補完的保護の形態」として、国際人権法に法的根拠をおくものとして出入国管理および難民認定法の法改正が必要であり下記を考慮すべき。</p> <p>① 難民条約の該当条項を満たす全ての者は、補完的保護を与えられるのではなく、条約に基づき正式に認定され、保護されるべきである。また、補完的保護を付与する措置は、既存の難民保護体制を損なうのではなく、強化する形で実施されるべきである。</p> <p>② 国内の法制度の中で認められているあらゆる国際保護に関する決定(すなわち難民認定申請および補完的保護に関する決定)は、最低限の手續保障のある統一された手續に従い、同一の機関によって行われる必要がある。</p> <p>③ 補完的保護を付与する基準は、国際的な基準をふまえて設定する。</p> <p>④ 補完的保護は、特に難民条約等の難民法の難民の定義に該当しない者であるが、重大な危害が加えられるおそれがあるために国際保護が必要とされる者に付与される。</p> <p>⑤ 保護基準は、拷問等禁止条約(第3条)、子どもの権利条約(第3条、第9条第1項および第37条)および自由権規約(第6、7条)などの関連する人権法に基づくものとする。</p> <p>b) 補完的保護の終止を検討することが適切な場合、明確に規定された客観的な基準を適用すべきである。この点については、難民条約第1条Cの終止条項に関連する原則および手續基準が参考になる。</p> <p>c) 補完的保護を受ける者は、高度の安定と確実性を確保するために、正式な法的地位を有し、必要な市民的、政治的、社会的および経済的権利を付与されるべきである。それと同時に、他の重要な原則が尊重されるべきである。このような原則には、離散した難民と補完的形態の保護を受ける者の迅速な再会を保障する家族統合の基本原則等が含まれる。</p>	<p>本計画の実施により、現在の課題に対処してまいりたいと考えておりますが、頂いた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
137	<p>事前審査の導入に当たり以下を考慮する必要がある。</p> <p>① 庇護手續の期間を短縮するためには、まず、一次審査において質の高い審査を行うことが必要である。一次審査において信頼性があり質の高い決定を行うためには、資力をつぎ込む必要がある。すなわち、一次審査において研修を受けた専門家が十分な数だけいること、資格のある通訳がいること、質の高い最新の出身国情報があること、そしてすべての必要な手續保障措置を包含していることも必要となる。</p> <p>② 「明らかに濫用的」または「明らかに理由のない」という用語は明確に定義され、制限的に解釈されねばならない。</p> <p>③ 明らかに理由のない案件であるか否かの判断は、難民認定を通常行っている権限のある認定機関が行うべきである。</p> <p>④ 申請者は効果的な方法で代理人やその他の助言者に相談、また難民支援団体に連絡する権利を行使するために適当な時間が与えられなければならない。</p> <p>⑤ いかなる事前審査も、適切で完全な申請内容の審査を損なうことなく行われなければならない。これは、庇護手續において重要かつ基本的な保障である、個人面接を含む。</p> <p>⑥ 事前審査によって受理が却下された申請者は、不服申立をする効果的な救済措置へのアクセスが保障されるべきである。特に、不服申立をするのに必要な時間が与えられることと、手續中は強制送還停止の措置がとられることが含まれる。</p> <p>⑦ 申請が除外されることにより生じる重大な危害を考慮するに、難民認定手續において除外条項の適用が検討される可能性のある申請については、通常の手続で対処されるべきである。</p> <p>⑧ 特別なニーズがある申請者(たとえば、拷問の被害者、性的およびジェンダーに基づく暴力の被害者、障がいのある者)については、事前審査からの免除が考慮されるべきである。</p>	<p>申請を内容に応じて振り分ける際には、御指摘の点も参考にさせていただきます。</p>

<p>138</p>	<p>複数回申請の取扱いについての基準および手続について下記を参考にされたい 【基準】 i. 出身国の状況が変化し、十分に理由のある迫害の恐怖あるいは重大な危害をこうむる真の危険性が、前回の申請審査後に出身国において生じた出来事に由来しうること。 ii. 十分に理由のある迫害の恐怖あるいは重大な危害をこうむる真の危険性は、難民申請者が出身国を出国した後に申請者が関わった活動あるいは信条に由来しうること。 iii. 前回の手続中あるいは手続後に直接または間接の守秘義務違反が生じ、迫害または重大な危害を加える主体であると申し立てられている当事者が、申請者が国際的保護を求めるための申請を他国で行っていることを知りうることになったことによって、十分に理由のある迫害の恐怖あるいは重大な危害をこうむる真の危険性が発生しうること。 iv. 特に拷問、性暴力そしてジェンダーに基づいた迫害等の被害者の場合、トラウマ、羞恥心、あるいはその他の阻害により前回の審査手続において申請者が十分に口頭による証言を行うことができなかった可能性があること。 v. 申請者が更なる関係証拠を入手した、または、そうした証拠が前回の審査後に浮上した可能性があること。 vi. 取り下げまたは放棄という理由により、すべての関係する要素を完全に吟味することなく前回の審査が中止または終結されていた可能性があること。 vii. 前回の申請は被扶養家族として行われたが、当該申請者が自らの権利として独立の申請をしたいと申し出る場合があること。 【手続】 ①複数回申請は、通常の難民認定申請と同一の決定機関により、単一の手続によって処理されることとする。 ②事前審査が正当化されるのは、前回の申立てが十分な本案審査を経た場合のみである。 ③通常の難民認定手続の場合と同様の、最低限の手続保証を確保するべきである。 ④個別のインタビューの実施により、申請者に対し、新たな手続の開始を正当化するとされる新たな要素または事実を提示する機会を与える。 ⑤複数回申請の審理は、前回の手続または異議申立てにおいて新たな要素や新たな事実を提示できたはずであるとの理由で自動的に拒否されるべきではない。 ⑥申請者は、申立ての本案審理の拒否につながりうる、明らかに一貫性に欠けたり矛盾する点について説明する機会を与えられるべきである。 ⑦複数回申請の受理可能性についての決定を待つ間および複数回申請の審理を待つ間は送還の対象とならないことを確保する。</p>	<p>再申請への対応を検討する際には、御指摘の点も参考にさせていただきます。</p>
<p>139</p>	<p>【複数回申請を行っている者の処遇条件】 複数回申請の受理可能性についての決定を待つ間および(受理可能な)複数回申請の審理を待つ間(すなわち申請から最終決定までの期間)、申請者は通常の難民申請者と同等の支援および処遇を受ける資格を有するべきである。</p>	<p>「同等の支援および処遇」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、今後も、個々の事案に応じ、適切に対応してまいります。</p>
<p>140</p>	<p>申請案件は個別事情がそれぞれ異なることから、こうした案件を一括りにして処理することは真の難民を誤って不認定にする危険を伴う。個々の申請内容が異なることを鑑みるに、こうした類型化の導入は真の難民の個別の適切な審査を阻むことにつながりかねないことに留意する必要がある。</p>	<p>本計画の記載事項が実施されても、難民認定審査は個別に行うものであり、一括りに処理することはありません。</p>

141	<p>庇護を求める権利は、世界人権宣言の第14条で認められた最も基本的な人権の一つであり、「申請権自体を制限」することには、重大な懸念が生じる。領域へのアクセスおよび難民申請手続へのアクセスを否定し、送還停止効果を制限することは、難民条約第33条の違反となる可能性が高い。</p>	<p>送還停止効の例外の検討にあたっては、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。</p>
142	<p>2011年5月、衆議院と参議院における国会決議にある「包括的な庇護制度の確立」を目的とし、難民専門部会の報告を参考にして策定されるべきである。</p>	<p>本計画は、出入国管理政策懇談会の報告、及び同懇談会の難民専門部会の報告を参考に策定したものです。</p>
143	<p>本計画案は、難民問題における基本となる適正な認定制度の確立のための極めて重要と思われる部分に触れられていない一方で、抑制部分についてのみ具体的に記載されるなど、著しく偏った内容になっており、到底容認できず、見直しがなされるべきである。</p>	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。</p>
144	<p>現状の分析について根本的な問題がほとんど触れられていないことから、以下の点に関する分析を記載すべきである。</p> <p>ア 近時の庇護の実態について UNHCRの統計によれば、2014年の世界各国における全体の難民保護の比率は取下げ等の数を除くと約27%、補完的保護を含めた庇護率は59%に上っている。これに対し、国内では、2013年は6人、2014年は11人が難民として認定をされているにすぎず、その内訳は一次手続において6名、異議申立手続で5名である。そして、認定率は一次において0.1%(2013)・0.2%(2014)、異議申立手続において0.3%(2013)・0.4%(2014)という低さである。世界全体でみた27%に比較してあまりにも大きな差がある。また、難民認定者の出身国がミャンマーやイランなどの一部の国に偏っているという事実も認められ、さらにこれらの分析もされていない。これまでトルコのクルド難民が認定されたこともない</p> <p>イ 異議申立手続における新たな動きについて 難民審査参与員が認定と判断した案件が法務大臣によって覆されたという事例が昨年から発生しており(2013年は3件7名であり、2014年は5名)、異議審査をめぐる独立性・透明性の問題も指摘されており、この点についての指摘が必要である。</p> <p>ウ 国際情勢等の変化に関連した保護の明確化の要請の分析について 国際情勢や国際的な人権・人道概念の発展に関連し、難民条約に該当しないものについてのみ述べられているが、国際社会においては難民条約が「生きた文書」として発展に解釈されている旨の分析も併せて記載するべきである。</p>	<p>本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、御指摘の分析について記載することは困難ではありますが、今後の施策検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
145	<p>申請増加が根本的な問題ではないことから、感覚的に「顕著」と記載するのではなく、記載するにしても、全体の何割が「明らかに理由のない申請」なのか等について慎重な分析をしてからにするべきである。また、専門部会報告においても紹介されていたUNHCR執行委員会決議第30号(1983年)は、本計画案でも参照されるべきである。</p>	<p>明らかに理由のない申請についての分析は行っておりますが、本計画の性質に鑑み、具体的な記載はしていません。その他の御指摘については、今後の参考とさせていただきます。</p>

146	専門部会報告において提言された難民該当性に関する判断の規範的要素を可能な限り一般化・明確化することを追求することについて、どのように具体化していくかが求められており、その点をどう確立していくのか、その到達点とその手法について明示的に示されるべきである。	本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、個々具体的な施策の詳細を記載することは困難ですが、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。
147	専門部会報告においても補完的保護の範囲や手続、保護の程度についてさらに検討課題とされていたが、計画案はその部会報告からもさらに後退し、曖昧な表現となっている。	本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。
148	就労許可の取扱いについて、難民申請者について正規の在留資格を有するのかわからないのかで区別をすること自体が不合理であり、労働が人間にとっての不可欠で根源的な行為であることも前提におかれるべきである。また、難民認定制度が「濫用的な申請のインセンティブ」を与えているかのような誤った認識を導くことはすべきではなく、根本的な問題は、外国人労働力の需要に対する適切な施策の不存在にある。	難民申請者の就労について、在留資格の有無にかかわらず認めることは、適当とは考えておりません。「濫用的な申請のインセンティブ」については、実際にこのような事例があったことを踏まえて記載しています。
149	様々な問題提起に適切に対応していくためには、国際的に難民の保護を履行している専門機関であるUNHCRとの連携強化が不可欠である。	本計画においては、UNHCR等と連携して職員の研修の充実・強化に取り組むこととしており、これ以外においても、UNHCRとの連携は重要と考えております。
150	無国籍者を的確に把握しこれを保護する措置を早急に検討すべきである。	無国籍者から難民認定申請があった場合でも、適切に対応しております。
151	複数の国際機関は、日本の收容制度、とりわけ「全件收容主義」たる政策及び無期限の收容に対して懸念を示しており、收容は最終の手段として、最小限の期間のみ許容されるべき旨を繰り返し勧告している。よって、他の先進各国の例に倣い、收容代替措置の制度化が必要であり、計画案において、收容に代わる措置に関する記載が何らないことは非常に問題である。	退去強制手続は原則として身柄を收容して手続を進めることとされていますが、被收容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には、收容をいったん解く仮放免の許可を行っています。
152	難民認定実務は入国管理局が担うのではなく、別途独立した行政局を作った上でそが担うべき。	御指摘の組織の在り方については、政府全体で検討すべき課題であると考えております。
153	同性愛者はトランスジェンダーであることを理由に迫害を受けた者から難民認定申請がされた際には現在の極めて厳格な難民認定の運用を改め、適正かつ迅速に難民として庇護するよう求める。	新しい形態の迫害についても、保護対象を明確化する仕組みの構築を検討してまいります。本計画にもその旨の記載を追加しました。

154	2014年12月に出された第6次出入国管理政策懇談会に設置された「難民認定制度に関する専門部会」(以下「専門部会」)の報告書である「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」において、難民の保護の制度設計に取り組む必要性が言及されたにもかかわらず、それも今回の計画案には補完的保護に関する記述がないなど適正に反映されていない。	本計画は、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本になるべき方向性を定めるものであり、「出入国管理政策懇談会」の「難民認定制度に関する専門部会」の報告書にある個々具体的な御意見を全て盛り込むことは同計画の性質上困難ですが、「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性を的確に解釈することにより保護を図っていくこと、認定判断の明確化のための仕組みの構築を検討していくこと、及び認定・不認定事案の公表を拡充していく旨の記載を追加しました。さらに、他の同報告書上の提言内容についても、その趣旨を踏まえつつ、また国際情勢を見極めながら、更に検討を進めていく旨の記載も追加しました。
155	難民条約上の難民には該当しないが、我が国として保護の対象とすべき者を明確にすべきではないかとの要請もある」という指摘については、具体的な計画案が示されていない。	
156	基本計画は、国会決議や専門部会の提言を参考にして策定されていると思われるところ、専門部会の提言等が十分に反映された計画案になっていないと見受けられるため、政策決定のプロセスに透明化、公正化を求める。	
157	難民認定手続に行政手続法の適用を認め、仮にその適用が認められなくても、少なくとも下記のポイントについて、行政手続法で定める基準その他の下記の手続が確保されることを求める。	当省は、本計画に示したように、難民認定制度の公平性・透明性を確保しつつ、適正かつ迅速に難民の保護を行っていくための取組を行ってまいります。その際の施策の検討にあたっては、御指摘の点も参考にさせていただきます。
158	法務大臣の恣意的・独断的な判断を防止し、申請者に予測可能性を与えるため、判断に必要な審査基準が定められ、事前に公にされるべき。	
159	難民申請手続の審理期間が長期化している現状に鑑み、異議申立て手続についても、申請が到達してから処分がなされるまでに通常要すべき標準的な期間を設定するように努め、公開するべき。	
160	現状では、難民調査官が独自に取得した資料は申請者に開示されず、そのためそれらの資料に対する釈明の機会も認められていない。判断の前提となる全ての資料が申請者に開示され、これに対して申請者が意見を述べ、釈明をする機会が与えられるべき。	
161	認定及び不認定の結論に際し、手続の公平さの担保のために、理由において判断の過程、証拠の評価などが明らかにされるべき。	
162	インタビューに際して、申請者は、母国語で、利害対立のない通訳人による通訳を受ける権利が保障され、申請者の通訳人選定に関して意見を述べる権利が保障されるべき。また、通訳人の適正を担保するために、調書を母国語で記載することやインタビューを録音・録画するなどの措置をとるべき。	
163	一次審査及び異議手続を通じ、申請者が弁護士を代理人として選任すること、また、代理人の、インタビューへの立会いや証拠の提出についての権利を保障すべき。	
164	シリア難民は、紛争からの一時避難者であり条約難民ではないとして、人道配慮の枠組みで保護を認められる運用は、難民受け入れ各国におけるシリア難民認定の扱いと比べて大きな隔りがあり、シリア難民の中には人種や宗教、政治的理由といった難民条約の規定する事由で迫害を受けるおそれがあるということで日本に逃れてきている人も多いという現実に照らし問題がある。	出身国にかかわらず、難民条約上の難民に該当する者であれば、難民と認定しています。一方、難民条約には該当しなくとも、人道的配慮等により在留を認めるべき理由がある者については、特別に在留を認めることとしています。

165	<p>難民申立理由の多様化に柔軟に対応することが求められていることに鑑み、できるだけ明示的に保護すべき対象者をあげる等、新たな取り組みを示す必要がある。</p>	<p>国際社会の動向等を踏まえ、新しい形態の迫害についても保護対象を明確化することや、我が国での待避機会としての在留許可を認めるべき対象を明確化することについて検討してまいります。新しい形態の迫害については、その旨の記載を追加しました。</p>
166	<p>「人道配慮」に基づく在留(特別)許可を行う、という枠組みで庇護を行った者に対して、少なくとも難民認定を受けた人や第三国定住難民(広義にとらえれば、第三国定住も人道配慮による受け入れの一部)と同様に、日本において長期的な滞在が想定されている人道配慮を認められた人やその家族に対しても、きちんとした日本語教育や就労支援を含む定住支援政策を早急に実施していくべき。</p>	<p>御指摘の点については、定住支援策に関するものであり、当省のみで結論を出せるものではありませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
167	<p>本計画案で掲げられている審理の簡易・迅速化及び申請権自体の制限について、UNHCR執行委員会は、「明らかに理由がない」と見なされる申請を迅速に処理するための特別の規定を置くことを認めているが、以下の条件が整えられるべきであると勧告している。</p> <p>1)完全な個別の事情聴取が、あらゆる難民認定申請の場合と同様に、十分な資格を有する係官かまたは、可能な場合には常に難民認定に権限のある機関の係官によって行われること</p> <p>2)申請には明らかに理由がないという決定は、通常の場合の、難民認定に有権的な機関によって行われること</p> <p>3)申請を却下された者には、入国拒否または退去強制の処分が執行される前に、その却下の決定について再審査を認めること</p> <p>よって、難民申請処理の簡易・迅速化及び申請権自体の制限を行われるにあたっては、上記条件が充足されることが最低限の前提である。</p>	<p>御指摘の点については、現行の難民認定手続においても実施しているものと考えられますが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
168	<p>基本計画案の「就労を目的とする濫用的な申請のインセンティブとなっている正規在留者に対する就労許可について、希望があれば一律に就労を許可している現行の運用を見直し」について、技能実習制度や出入国管理制度全体の抜本的解決を図るなどして解決することが課題であって、難民保護を目的とした難民認定制度を厳しくすることで防ぐものではない。難民(認定申請者)の保護という根幹の制度趣旨がこのことによって阻害されてはならない。</p>	<p>難民申請者の就労については、真に庇護すべき者の生活の安定を図る観点から認めているものであり、典型的に保護の必要性に乏しいと認められる事案について就労を認めないこととしても、制度の趣旨を損なうことはないと考えられます。</p>
169	<p>難民条約で定めるノン・ルフールマンの原則は、確立された国際難民法の原則となっている。そのため、難民条約自身が定める例外である、「難民が滞在国の安全に非常に深刻な将来の危険をもつ場合」(第33条第2項)以外に、申請中の送還停止効果に一定の例外を設けようとする基本計画案は、かかる難民条約に違反する疑いがある。</p>	<p>送還停止効の例外の検討にあっても、ノン・ルフールマンの原則を遵守していくことは当然のことであることから、御指摘のような懸念は生じないと考えられますが、再申請事由の制限と送還停止効の例外を設けることの検討について、意図することが明確になるよう記載の修正を行いました。</p>
170	<p>難民保護の観点から、申請者の收容の原則禁止という制度の確立と、收容代替措置や仮滞在制度のより適正な運用を図っていただきたい。</p>	<p>退去強制手続は原則として身柄を收容して手続を進めることとされていますが、被收容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断される場合には、收容をいったん解く仮放免の許可を行っています。仮滞在制度については、今後も適正な運用を行ってまいります。</p>
171	<p>收容施設での被收容者の処遇は、改善されつつあるにせよ、諸外国と比べても決して十分な環境にはなっていないことから、被收容者の処遇に関するより具体的な改善策を明示されたい。</p>	<p>個別具体的な改善策について本計画に記載することは適当でないと考えておりますが、被收容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、環境の整備に努めてきたところであり、引き続き、入国者收容所等の視察委員会等の御意見も踏まえながら、更なる環境整備を図り、被收容者の処遇改善に努めてまいります。</p>

172	法務省は、UNHCR等の関連機関との協力に関して、研修にとどまらず、難民認定における情報収集、特に最新の出身国情報の取得などについてもさらに協力関係を強化し、難民条約第35条にある「条約の適用を監督する責務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える」(難民条約第35条)という部分が実質的に確保されるべき。	本計画においては、UNHCR等と連携して職員の研修の充実・強化に取り組むこととしており、これ以外においても、UNHCRとの連携は重要と考えております。
173	事例をもとに、出身国や民族、迫害理由の内容等によって集団的に類型化をし、一律的に難民該当性を否定することが非常に危険であること、難民一人ひとりの難民該当性を個別に精査したうえで難民としての保護を決定することが重要である。むしろ諸外国の実践にある通り、ある集団は難民該当性が高いという方向の類推に用いるべき。	本計画を実施したとしても、難民の該当性については個別に判断していくものであり、一律に難民該当性が否定されることはありません。
174	諸外国でみられるような、外部の専門家(UNHCR、NGO、子どもの福祉の専門家等)との協力体制を構築することで、基本計画に明示されていない、性的マイノリティ(LGBT)、養育者から離れた未成年者、性的及びジェンダーに基づく暴力(SGBV)の被害者、高齢者、精神障がい等を有する者等への特別の配慮をすべき。	新しい形態の迫害についても、保護対象を明確化する仕組みの構築を検討してまいります。本計画にもその旨の記載を追加しました。
175	外務省が困窮する難民認定申請者に対して行っている保護費の支給は、期間、内容ともに十分ではない。	御指摘の点は、当省の所掌を超えるものであり、関係機関において検討されるべき問題と考えております。
176	「偽装滞在者」対策よりも「真に庇護すべき者」を庇護できるよう、難民認定制度の改善策をまず講じ、実施すべきである。「申請権自体を制限」すること、「申請中の送還停止効果」に一定の例外を設けようとするなどの記述は削除すべきである。	難民認定制度に関しては、真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するために必要な施策を記載しております。御指摘の点を含め、迅速かつ確実に庇護していく観点から更に検討を進めてまいります。
その他		
177	難民認定申請者にとっては在留カードの更新手数料4000円の負担が重い。手数料は技術職への在留資格変更などのケースに限定してもらいたい。	本計画と直接関係のない事項と考えますが、御意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
178	人身取引被害者について、被害を踏まえた在留資格の許可により被害者保護を行うという点をより具体化すべき。また、年間の人身取引被害者認知数が潜在的被害者数よりはるかに少ないため、被害者認定がより適切に行われるよう十分な対策を講じるべき。性的搾取のみならず、労働搾取については、技能実習制度の見直しとともに保護を考慮すべき。	人身取引被害者の保護等については当省としても重要と認識しています。本計画は、出入国管理行政の施策の基本となるべき計画を定めるものであり、具体的な記載をしているものではありませんが、現在においても、人身取引の被害者が、不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反状態にある場合には、在留特別許可により、被害者の法的地位の安定を図ることとしており、今後も被害者の保護に積極的に取り組んでまいります。また、人身取引被害者の認知・保護については、関係機関と連携し、的確に情報を把握していくとともに、職員の知識・技術の習得及び意識の向上を図るべく、引き続き、研修の充実に努めるなど、今後も積極的に対応してまいります。
179	在留資格「家族滞在」の配偶者の該当範囲として、「外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。」としていることは、何ら根拠がなく不当である。	同性婚の相手や事実婚の相手は、我が国の民法等の規定も踏まえ、出入国管理及び難民認定法上は「家族滞在」の在留資格による配偶者には含まれない扱いとしていますが、これらの外国人についても、同行する人物と共に在留を認めるべき間柄にあるケースなど個別の配慮を必要とするような場合には、個々のケースに応じた適切な対応を検討することとなると考えております。

180	永住者に対して差別となるため、特別永住許可の廃止を求める。	特別永住者制度は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法において、終戦前から引き続き我が国に在留し、日本国との平和条約の発効により本人の意思に関わりなく日本の国籍を離脱することとなった者と、その子孫であって我が国で出生し引き続き在留している者について、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位の安定化を図るために、入管法の特例を定めたものです。
181	永住者の犯罪が増え続けているため、日本国民の生命財産を守るために即座に強制退去処分を執ってもらいたい。強制退去の法律がないのならば、法律を作るべき。	出入国管理及び難民認定法第24条は退去強制事由を定めており、永住者であっても同条に該当する外国人は、退去強制手続の対象となります。
182	平成21年改正入管法附帯決議の内容(永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討)について広範な検討をお願いしたい。	御指摘の点については、附帯決議を踏まえ、現在検討を行っております。
183	日本を好きになり、日本人になりたいと願う人には積極的に国籍を与えるべき。	国籍の付与については、出入国管理行政の所掌ではありませんが、関係機関において適切に対応するものと考えております。
184	全般的に本計画は外国人の管理を中心とした視点での記載である。「不正」や「偽装」などの言葉が散りばめられており、外国人はそういうことをする人たちという認識があるように思う。外国人との共生社会の実現に向けた取組は本当に必要なことで、それが全面に出ていないのがとても残念である。入国審査のシステムに関しても、テロリスト対策や不法滞在を目的とした入国者に対する対策の視点しかない。数が少なくても庇護を求める人達を再優先に考えたものではない。	出入国管理行政は外国人の円滑な受入れとともに、好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく実現させることを使命としており、このような基本的認識をもって本計画を作成しております。 なお、外国人との共生社会の実現に関しては、本計画に記載のとおり、今後も積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していくこととしています。また、「入国審査のシステム」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、庇護に関しては、一時庇護のための上陸の許可制度を活用する等、適正かつ迅速に対応しております。
185	長期間日本に在留する外国人が受ける福祉が日本国民にとって不利益とならないよう厳に留意していただきたい。	社会福祉制度については当省の所管ではありませんが、関係省庁において適切に対応するものと考えております。
186	反日国家が出入国者数の上位であることは異常である。ビザなし入国は撤廃すべき。	査証(ビザ)制度については当省の所管ではありませんが、関係省庁において適切に対応するものと考えております。
187	欧米においては、国籍付与について柔軟に対応している。無国籍者をなくす観点からも、国籍取得の緩和は十分検討に値する。	国籍の付与については、出入国管理行政の所掌ではありませんが、関係機関において適切に対応するものと考えております。
188	法務省による移民・難民政策の基本は管理であり、社会の一員として外国人を迎え入れる視点はない。外国人の受入れ体制をととのえるためにも、他の先進国のように、移民局を設置すべき。	法務省としても、外国人との共生社会の実現は重要と考えております。 なお、御指摘の組織の在り方については、政府全体で検討すべき課題であると考えております。

189	<p>日本が移民国家になることを防ぐために、以下をお願いする。</p> <p>①不法残留を防ぐため、各外国人から入国の際に相当額のデポジットを徴収し、在留期限で確実に帰国させてほしい</p> <p>②外国人留学生への無償奨学金などの優遇を廃止し、日本人学生より高額な学費を徴収してほしい</p> <p>③各種公共料金・税金も、外国人からの徴収分は日本人より割高にしてほしい</p> <p>④外国人への生活保護その他の社会福祉の給付は違法との最高裁判決を尊重し、一切やめるよう各自治体に徹底してほしい</p> <p>⑤観光ビザ免除の対象とした主にアジアの各国からの不法滞在者、犯罪者が激増している現状に鑑み、至急、観光での入国要件を厳格化(観光ビザを復活)してほしい</p> <p>⑥日本で犯罪を犯した外国人(不法滞在含む)は、問答無用で速やかに退去強制してほしい</p> <p>⑦日本で失業するなどして就業者としての在留資格を失い、かつ自活できなくなった者も直ちに帰国させ、間違っても生活保護を与えないでほしい。</p> <p>⑧難民は母国での境遇について調査が困難であり、また宗教・言語・文化などの背景の面でも日本と大きく隔たり、日本への受け入れの必然性が低い事例が多いから、一律に申請を却下してほしい</p> <p>⑨外国人に日本人との結婚を新規に認めず、在留期限で帰国させてほしい</p> <p>⑩外国人の「高度人材」の要件を再度厳格化してほしい(つまり高度でない人材を安易に受け入れないでほしい)</p> <p>⑪外国人に妻子など本国からの家族の帯同や呼び寄せを認めないでほしい</p> <p>⑫外国人夫婦の日本での出産を禁ずるべく、現在留者や今後の入国予定者に周知徹底してほしい。また万が一、日本で出産した場合は、子供には在留を認めず、直ちに親の母国に送還してほしい</p> <p>⑬外国人と日本人の夫婦から生まれた子供は22歳までに両親のいずれかの国籍を選択できる現行制度について、選択権は本人にでなく法務省に帰属させるものとし、日本の国益にとって有害な言動を取る者(芸能人などに多く見られる)については日本国籍を与えないでほしい</p> <p>⑭犯罪、日本人との離婚、留学や技術研修中の失踪、失業などにより、当該の在留資格に値しなくなり、日本に引き続き在留することが不適当ないし有害な外国人は、在留期限にかかわらず速やかに在留資格を剥奪し、強制送還してほしい。特に永住者の資格は容赦なく剥奪してほしい</p> <p>⑮そもそも日本国籍の取得や永住許可の審査を厳格化し、安易にこれらを与えないでほしい。特に入管特例法(いわゆる「在日特権」)を廃止し、犯罪の温床である外国人の通名は一つたりとも認めないよう全国に徹底してほしい</p>	<p>本計画は日本を移民国家にすることを目的としたものではありません。</p> <p>様々な御提案を頂いておりますが、当省としては、今後も、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランス良く適正に実現させるという、出入国管理行政の目的に沿った施策を講じてまいります。</p>
190	<p>国が実施する施策に関しては、国が責任を持った複数言語による翻訳対応を要望する。</p>	<p>当省においては、ホームページで案内している入国・在留手続や高度人材ポイント制の案内等について、複数言語による案内を行っております。</p>
191	<p>新しい在留管理制度においては、外国人に関する様々な情報が一元的に集約されることになることから、外国人のプライバシー権又は自己情報コントロール権の保障、外国人に対する差別的取り扱いの禁止の観点から慎重な運用が求められるものであり、これらの観点からの制度の見直しが行われるべき。特に「永住者」等の日本に安定して生活する者については、2009年の改正入管法附則60条3項において、在留管理制度の在り方を検討するものとされている。また、同改正時の衆参両院の法務委員会の附帯決議においても、在留カードの常時携帯義務等を含む在留管理制度全般についての広範な検討が求められている。したがって、「永住者」等について、常時携帯義務を廃止するなどの制度の見直しが検討されるべきである。</p>	<p>外国人の個人情報の取扱いについては、漏洩や目的外使用とならないよう厳格に管理・運用してきたところであり、今後も情報の厳格な取扱いを徹底してまいります。</p> <p>また、ご意見にある附帯決議については、同決議を踏まえ、現在検討を行っております。</p>

192	必ずしも市町村が仮放免許可を受けた者に関する情報を的確に把握できているとはいえず、法務省と市区町村が十分に連携することにより、市区町村がこのような情報を活用できる体制を構築すべきである。	住民基本台帳制度の対象とならない不法滞在者のうち仮放免された者については、適正な行政サービス提供の観点から、本人が同意した場合は、身分事項や住居等を入国管理局から市町村に通知しております。
193	虚偽の申請で在留資格を取得した場合の罰則規定を新たに設けることには反対であり、在留資格の取消しの積極的な活用については慎重に検討すべき。	在留資格を不正に取得する者等(いわゆる偽装滞在者)が問題となっており、また、偽装等の手口が悪質・巧妙化している中において、これらの問題に対応する必要があると考えており、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じるため、今国会に出入国管理及び難民認定法改正法案を提出しております。
194	外国人が快適に入国在留手続きを行えるようにするには、入管職員の増員、外国人に対する言葉遣い・態度を含む資質のさらなる向上に加え、入管職員の待遇を改善することが不可欠です。	入管職員の計画的な増員については本年度も実施しており、併せて接遇面の重要性についても地方入国管理官署へ周知を行っており、今後もホスピタリティの向上に努めてまいります。
195	日本人と暮らす外国人同性パートナーに、配偶者相当の在留資格を与えるべきである。	同性婚の相手や事実婚の相手は、我が国の民法等の規定も踏まえ、出入国管理及び難民認定法上は「家族滞在」の在留資格による配偶者には含まれない扱いとしていますが、これらの外国人についても、同行する人物と共に在留を認めるべき間柄にあるケースなど個別の配慮を必要とするような場合には、個々のケースに応じた適切な対応を検討することとなると考えております。
196	本計画においては、無国籍者の把握及び保護について一切の言及がなく、出入国管理及び難民認定法で無国籍者の定義を明文化すべき。	無国籍者であっても、出入国管理及び難民認定法上の地位は、他の外国人と同様です。
197	入国管理局から移民担当の局を独立させることを検討すべき。	御指摘の組織の在り方については、政府全体で検討すべき課題であると考えております。
198	顔認証システムの問題、スムーズな入国審査との名目で、必要以上にプライバシーが蓄積・不正利用の危険性がある。	顔認証技術の活用の検討に当たっては、ご指摘のような点にも十分配慮し、個人情報の取扱いについては、関係法令に従い、適切に行ってまいります。
199	同性カップルについては、本国における有効な婚姻関係が証明され、又は家族としての実態が証明されれば、「家族滞在」や「日本人の配偶者等」の在留資格を認めてほしい。それが不可能な場合は「特定活動」の在留資格を認めてほしい。	同性婚の相手や事実婚の相手は、我が国の民法等の規定も踏まえ、出入国管理及び難民認定法上は「家族滞在」の在留資格による配偶者には含まれない扱いとしていますが、これらの外国人についても、同行する人物と共に在留を認めるべき間柄にあるケースなど個別の配慮を必要とするような場合には、個々のケースに応じた適切な対応を検討することとなると考えております。
200	人身取引被害者への配慮については、被害者の保護につき、とくに定住を前提とした被害者への保護と支援の観点が必要である。よって、在留特別許可による一時的な在留保障にとどまらず、中長期の自立支援に向け、安定した在留資格の保証を視野に入れた配慮について本基本計画に記述すべきである。また、関係機関との連携による被害者の認知の促進が急務である。さらに、被害者の防止の観点から、出入国審査における悪質な仲介業者などへの対策の強化や、労働搾取による人身取引防止の観点も明記すべきである。その他の配偶者からの暴力については、被害者への適切な対応の内容について具体的に記述すべきである。さらに、認知される被害者の数が潜在的に存在する被害者数に比較してきわめて少ないことにかんがみ、被害者の認知の促進も本基本計画の記述に加えるべきである。	人身取引被害者の保護等については当省としても重要と認識しています。本計画は、出入国管理行政の施策の基本となるべき計画を定めるものであり、必ずしも、全てにわたり具体的な記載をしているものではありませんが、人身取引対策については、今後も関係機関と緊密に連携し、被害の発生防止及び被害者の認知・保護に積極的に取り組むとともに、被害者に対しては人道上適切に対応してまいります。また、配偶者からの暴力についても、被害者の認知に努めるとともに、被害者に対しては人道上適切に対応してまいります。
201	留学生に対する授業料減免を公的に推し進め、かつ、給付型の奨学金を拡大すべきである。	御指摘の点は、当省の所掌を超えるものであり、関係機関において検討されるべき問題と考えております。